

平成28年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目 次

重点目標 1	交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	1
総合評価		1
重点推進事項の検証		1
1	J R金沢駅周辺、観光地等における雑踏・交通混雑対策の推進	1
2	新幹線を利用した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙	2
3	訪日外国人等への適切な対応	4
重点目標 2	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	6
総合評価		6
重点推進事項の検証		8
1	安全・安心まちづくりの推進	8
2	総合的なサイバー犯罪対策の推進	9
3	県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	12
4	適正な許可等業務の推進	14
5	精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	14
6	初動警察刷新強化の取組の定着化	15
重点目標 3	人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進	17
総合評価		17
重点推進事項の検証		19
1	人身安全関連事案への的確な対処	19
2	子供・女性・高齢者安全対策の推進	20
3	少年非行防止総合対策の推進	21
4	少年保護総合対策の推進	22
重点目標 4	県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	25
総合評価		25
重点推進事項の検証		29
1	重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	29
2	特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	32
3	暴力団を始めとする組織犯罪の徹底検挙	33
4	捜査力の強化	35
重点目標 5	交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現	39
総合評価		39
重点推進事項の検証		40
1	交通事故防止対策等の推進	40
2	安全で快適な交通環境の整備	45
重点目標 6	多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	48
総合評価		48
重点推進事項の検証		49
1	多様化する脅威への対応	49
2	緊急事態対策の推進	50
重点目標 7	警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	51
総合評価		51
重点推進事項の検証		52
1	警察力の充実強化	52
2	高い規律と士気を有する職場環境の確立	53
3	県民の立場に立った警察活動の推進	54

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進（全部門共通）

〔重点目標の設定趣旨〕

平成27年中の県内の治安情勢は、刑法犯認知件数は前年とほぼ同水準で推移し、交通事故発生件数、死者数及び負傷者数とも前年に比べ減少している。

しかしながら、平成27年3月14日の北陸新幹線金沢開業後、県内では国内外からの観光客等が増加するとともに、大型イベントが開催されるなど社会情勢の変化がみられる中、北陸新幹線を利用した特殊詐欺や窃盗事件が発生するなど、犯罪が質的に変化している。

さらに、平成28年は国内各地において主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）等が開催されることから、訪日外国人に紛れて、国際犯罪組織の流入が懸念される。

よって、今後、交流人口の拡大や社会情勢の質的な変化等に伴う治安への影響を予測し、県民のみならず国内外の観光客等が安全安心を実感できるように、各種治安対策を組織的・計画的かつ着実に進める必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 交流人口の拡大に伴う社会環境や治安情勢の変化に的確に対応できるように、組織的・計画的に各種治安対策を推進する。

2 成果

県内を訪れる観光客等が増加し、社会情勢や治安情勢が大きく変化する中、刑法犯認知件数や交通事故発生件数の減少傾向を維持した。

3 問題点・今後の課題等

北陸新幹線や大型クルーズ船等を利用した観光客等が増加する中、社会情勢や治安情勢の変化を的確に把握・分析した上で、情勢に即した各種治安対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 JR金沢駅周辺、観光地等における雑踏・交通混雑対策の推進

(1) 推進状況

ア JR金沢駅周辺、観光地等における雑踏対策の推進

施設管理者等の関係者に対する積極的な助言と連携の強化を推進したことにより雑踏事故等の未然防止を図った。

イ JR金沢駅、観光地周辺等を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅、観光地周辺等における違法駐車取締りを推進したほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全施設等の交通環境を整備するとともに、パークアンドライド、広報看板の設置等の交通渋滞緩和対策を推進した。

ウ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

自治体、関係機関・団体等による「のと里山海道交通安全対策協議会」を開催し、逆走・正面衝突事故防止対策、交通渋滞緩和対策、交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を行ったほか、管轄警察署及び交通機動隊が連携し、交通指導取締りや流動・駐留警戒活動を行うなど各種交通安全対策を推進した。

(2) 今後の課題

雑踏の規模・形態に応じた的確な混雑緩和対策を推進するため、JR金沢駅等の関係機関、観光施設等との連携を強化するとともに、混雑予想箇所の実地踏査等の諸対策を推進する必要がある。

また、県民のみならず国内外の観光客等が安全安心を実感できるよう、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通環境の変化に対応した駐車対策等の各種交通安全対策を推進する必要がある。

2 新幹線を利用した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙

(1) 推進状況

ア JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止対策の推進

- (ア) 自治体、地域住民、防犯ボランティア団体及び民間企業が出席する「金沢駅周辺地区総合安全対策連絡会議」を開催し、関係者間の情報共有を図るとともに、JR金沢駅周辺の合同パトロールを実施した。
- (イ) 北陸新幹線金沢開業後、JR金沢駅周辺地区で飲食店が増加したことに伴い、酔客等による迷惑行為が散見されたことから、関係機関等と連携し、金沢市芳野地区において、町会連合会管理に係る街頭防犯カメラの運用が開始された。
- (ウ) JR金沢駅において、ロックの日(6月9日)に合わせて、日本ロックセキュリティ協同組合との合同鍵掛けキャンペーンを開催した。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

- (ア) 金沢中警察署及び金沢東警察署は、片町・木倉町地区及び金沢駅前地区において、風俗営業店や深夜酒類提供飲食店に対する立入検査等を実施して営業実態の把握に努めたほか、暴力団による不当要求行為の防止や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)の改正内容、石川県迷惑防止条例(以下「迷防条例」という。)等の周知徹底を図った。

また、「石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」(以下、「石川県風営法施行条例」という。)で定められた店舗型性風俗特殊営業の禁止区域において、違法マッサージ店を経営した中国人の女を検挙したほか、デリバリーヘルスにおける不法就労助長事件、片町地区における風俗営業の無許可・名義貸し事件、悪質な客引き事件等を検挙し、繁華街等における風俗環境の浄化対策を推進した。

- (イ) 風俗・保安事犯の検挙件数は94件で、前年に比べ20件(27.0%)増加した。

風俗・保安事犯のうち、加賀温泉郷における売春防止法違反事件、インターネット利用に係るわいせつ物公然陳列事件等を検挙した。

全体としては、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反、売春防止法違反、わいせつ物頒布事件の検挙件数は増加したものの、風営法違反は前年に比べ減少した。

【風俗・保安事犯の検挙状況】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減(件)	率(%)
風営法違反(件)		30	7	9	16	7	16	15	20	17	15	-2	-11.8
入管法違反(助長罪等)(件)		28	24	25	21	2	5	14	2	8	12	4	50.0
売春防止法違反(件)		1	2	2	2	3	5	3	2	3	8	5	166.7
わいせつ物頒布等(件)		5	3	2	1	6	4	4	10	2	7	5	250.0
その他 ^(注) (件)		3	20	10	15	17	28	28	40	44	52	8	18.2
計		67	56	48	55	35	58	64	74	74	94	20	27.0

注：その他には、銃砲刀剣類所持等取締法等が含まれる。

平成28年中の検挙事例

- マッサージ店における風営法違反（禁止区域営業）事件（2月検挙：金沢東警察署、金沢西警察署、生活環境課）
中国人の女(48)は、金沢市新神田地内において、石川県風営法施行条例で定められた店舗型性風俗特殊営業の禁止区域であるにもかかわらず、浴場業の施設として店内に設けた個室において、異性の客に接触する役務を提供し、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。
- インターネット利用に係るわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件(10月検挙：輪島警察署)
会社員の男(42)は、ウェブサイト上にわいせつ画像を掲示した。
- 加賀温泉郷における売春防止法違反（場所提供業、資金等提供、周旋）事件（10月検挙：大聖寺警察署、生活環境課）
売春宿経営の男(81)らは、売春婦が温泉客と売春することを知りながら、山代温泉地内に所在する売春宿の個室を使用させた。

(ウ) 金沢中警察署風俗環境保全協議会の設置

金沢市片町地区の風俗環境を守るため、平成28年10月、風営法第38条の4に定める「金沢中警察署風俗環境保全協議会」を設立し、片町地区の合同パトロール等を実施した。

ウ 想定される犯罪に対する各種訓練の推進と検挙活動の徹底

想定される犯罪に的確に対処するため、J R金沢駅等においてテロ対処訓練等を実施し、緊急事態及び各種犯罪への対処能力の向上等を図った。

また、特殊詐欺事件が発生した際に捜査員を効果的に投入するなど、的確な初動捜査を実施して迅速・的確な検挙活動の推進を図った。

エ J R金沢駅、北陸新幹線沿線等における警戒警備の徹底

機動隊、鉄道警察隊及び管轄警察署による立哨、パトロール等を強化し、J R金沢駅を始めとする各駅頭や鉄道沿線の警戒警備の徹底を図った。

また、平成28年5月の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の開催に際し、関係機関と連携したテロ対処訓練を実施したほか、「北陸新幹線みまもりメイト^(注)」と合同で北陸新幹線沿線の警戒を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進した。



【テロ対処訓練の実施状況】

(注) 北陸新幹線みまもりメイトは、石川県警察及び西日本旅客鉄道株式会社金沢支社並びに北陸新幹線沿線の居住者及び企業が一致協力することで、テロリズムを始めとした犯罪や事故の未然防止を図り、北陸新幹線の安全・安定輸送を確保することを目的とする。

(2) 今後の課題

ア J R金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止対策の推進

地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等との継続的な連携及びこれら団体等による主体的な自主防犯活動を促進するため、的確な支援と情報提供を行う。

また、社会情勢や治安情勢の変化を的確に把握・分析した上で、実態に即した犯罪抑止対策を推進する必要がある。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

繁華街における風俗環境浄化対策として、引き続き関係機関・団体等と連携しな

がら、悪質な客引きや違法風俗店の積極的な指導と取締りを推進する必要がある。

ウ 想定される犯罪に対する各種訓練の推進と検挙活動の徹底

特殊詐欺等の質的な変化を伴う犯罪や想定される事態に的確に対処するため、各種訓練を実施するとともに、客観証拠を確実に収集するために必要な捜査資機材の整備及び積極的な活用を推進する。

また、的確な初動捜査等を展開し、迅速な検挙活動を徹底する必要がある。

エ テロ等重大事案の未然防止に向けた警戒警備の強化

訪日外国人の増加等、交流人口の更なる拡大に伴い、国際犯罪組織の流入も懸念されることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携しながら、JR金沢駅等におけるパトロール等の警戒警備を強化し、テロ等重大事案の未然防止を図る必要がある。

3 訪日外国人等への適切な対応

(1) 推進状況

ア 外国人とのコミュニケーション力の強化

(ア) 外国人来訪者が多い交番等への外国語による対応が可能な警察官の配置や、コミュニケーション支援ボード^(注)、外国語会話集等の資機材・資料を整備するなど、外国人とのコミュニケーション力の強化を図った。

(注)コミュニケーション支援ボードとは、イラスト、日本語、外国語を記載したA4又はA3サイズのボードであり、外国人に提示して絵を指差してもらうことで、要望を把握するものをいう。

(イ) 日本語を解さない外国人からの各種届出等へ迅速に対応できるよう、平成28年8月から、外国語講師を招いた「外国人対応スキルアップ講座」を開催し、警察官の対応力強化を図った。

(ウ) 金沢東警察署において、署独自の通訳チーム「HIT」^(注)を編成して、観光地を管轄する交番へ外国語が可能な警察官を配置したほか、英語講師を招いての研修会や、日本語を解さない外国人からの届出を想定した対応訓練を実施した。

(注)HITとは、Higashi Interpreter Teamの略をいう。

(エ) 日本語を解さない外国人からの110番通報に適切に対応するため、警察官及び通訳官との三者通話訓練を実施した。

イ 行政サービスの向上に資する諸対策の推進

(ア) 外国人研修生、留学生等を対象とした防犯講習を随時実施し、外国人の防犯意識向上に努めた。

(イ) 金沢港に寄港する大型クルーズ船が増加していることから、金沢西警察署において、外国語が可能な警察官による外国人対応チーム「金沢西ベイポリス」を編成し、大型クルーズ船の外国人乗客に対して、防犯対策等を英語で掲載したチラシを配布するなど、犯罪被害防止等に関する広報啓発活動を開始した。

(ウ) 鉄道警察隊事務所前の「広報用モニター」を活用して、外国語による防犯対策情報を提供した。

(エ) 日本語を解さない外国人からの遺失物の届出に対応するため、6か国語(英語、中国語、韓国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語)の遺失届書の見本を作成し、全警察署で運用を開始した。

(オ) 訪日外国人等が警察施設を容易に認知できるように、ステッカーを利用して全交番に英語による「POLICE」表示を実施した。

(2) 今後の課題

ア 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日外国人等の更なる増加が見込まれることから、外国語対応可能職員の配置やコミュニケーション力向上に資する資機材の配備拡大、外国人対応訓練等を強化し、外国人とのコ

コミュニケーションの円滑化を一層推進する必要がある。

イ 我が国警察の制度・手続等の分かりやすさの確保のため、届出書類の外国語併記や対応マニュアル等の整備を推進するとともに、あらゆる機会・媒体を活用した広報啓発を行い、多くの外国人観光客等が安全安心を実感できる取組を推進する必要がある。

重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進（生活安全部）

〔重点目標の設定趣旨〕

平成27年の刑法犯認知件数は7,585件と、平成26年に比べ91件（1.2%）増加したが、おおむね同水準で推移し、戦後最悪を記録した平成15年の半数以下となっている。

しかしながら、北陸新幹線金沢開業後、上京型特殊詐欺等新たな手口による犯罪が発生したほか、殺人・死体遺棄事件やコンビニエンスストアを狙った強盗事件が発生するなど、県民の生活を脅かす犯罪が発生している状況にある。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は大幅に増加し、その被害総額は過去最悪となり、特に高齢者の被害が増え続けるなど、極めて深刻な状況にあることから、高齢者を対象とした広報啓発活動を推進するとともに、金融機関やコンビニエンスストア等を始めとする社会のセーフティーネットによる水際対策を強化するなど、特殊詐欺の根絶を図る必要がある。

加えて、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が拡大していることから、サイバー空間をめぐる脅威の情勢を的確に見定め、適切な対策を講じていくことが重要となっている。

このような現下の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、防犯ボランティアを始めとする地域住民、自治体、関係機関・事業者等と連携協働を図り、社会全体として犯罪を抑止するための重層的な防犯ネットワークを活用・拡充する必要がある。

また、地域の犯罪情勢を精緻に分析するとともに、地域住民等の要望も把握した上で、タイムリーで効果的な情報発信を行い、防犯意識の向上、防犯カメラ等防犯設備の普及整備を図るなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を戦略的に展開し、「犯罪の起きにくい社会」を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 刑法犯認知件数の減少を目指し、各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進する。
- 自治体、関係機関・団体、地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域社会全体による防犯対策を推進する。

2 成果

(1) 刑法犯認知件数

平成28年の刑法犯認知件数は6,202件で、前年に比べ1,383件（18.2%）減少し、戦後最少となった。

また、窃盗犯の認知件数は4,669件で、前年に比べ1,211件（20.6%）減少し、特に車上ねらいは304件（40.7%）、自転車盗は293件（17.9%）それぞれ減少するなど、改善がみられた。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件(人数)	率(%)
認知件数(件)		10,669	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	-1,383	-18.2
検挙件数(件)		4,406	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	-480	-15.2
検挙人員(人)		2,403	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	-73	-4.1
うち少年(人)		755	620	594	571	546	451	332	274	242	257	15	6.2
検挙率(%)		41.3	38.3	34.8	35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	1.6ポイント	

【窃盗犯認知件数の推移】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件数	率(%)
窃盗総数(件)		8,090	7,465	7,280	7,100	6,816	6,019	5,850	5,875	5,880	4,669	-1,211	-20.6
住宅対象侵入窃盗		849	518	532	564	506	396	488	476	484	399	-85	-17.6
車上ねらい		1,229	877	1,138	947	1,065	866	600	609	747	443	-304	-40.7
自転車盗		2,286	2,438	2,110	2,081	1,992	1,811	1,724	1,544	1,636	1,343	-293	-17.9
万引き		983	1,022	978	1,135	1,029	756	762	768	864	822	-42	-4.9
上記4罪種以外		2,743	2,610	2,522	2,373	2,224	2,190	2,276	2,478	2,149	1,662	-487	-22.7

(2) 特殊詐欺の被害状況

ア 被害状況

平成28年中における特殊詐欺の被害状況は、被害件数142件、被害額約3億7,800万円で、前年に比べ8件、約1億1,400万円の減少となった。

【特殊詐欺の認知件数及び被害額の推移】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件・額	率(%)
認知件数(件)		102	162	50	35	47	62	75	95	150	142	-8	-5.3
被害額(万円)		10,035	15,760	4,526	3,126	17,931	23,707	31,759	39,332	49,218	37,756	-11,462	-23.3

イ 阻止状況

平成28年中に特殊詐欺被害を未然防止した阻止件数は192件で、前年に比べ31件の増加となり、阻止金額は約1億6,000万円であった。また、認知件数(既遂)と阻止件数の合計に占める阻止の割合を示す阻止率^(注)は60.6%で、前年に比べ6.9ポイント増加となった。

(注) 阻止率(%) = 阻止件数 ÷ {認知件数(既遂) + 阻止件数} × 100

【特殊詐欺の阻止件数及び阻止率の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
										件数	率(%)
認知件数(既遂)		42	33	47	57	72	90	139	125	-14	-10.1
阻止件数		10	15	35	46	50	74	161	192	31	19.3
阻止率(%)		19.2	31.3	42.7	44.7	41.0	45.1	53.7	60.6	6.9ポイント	

注：阻止件数及び阻止率は、平成21年から統計を開始した。

3 問題点・今後の課題等

- (1) 窃盗被害に占める無施錠での被害割合が、依然として全国平均と比較すると高いことから、「鍵掛け」の習慣化に向けて広報啓発活動を強力に推進する必要がある。
- (2) 万引きで検挙された者のうち、高齢者の割合が42.3%と高いことから、高齢者による万引き防止対策を推進する必要がある。
- (3) 特殊詐欺では、高齢者が被害に遭う割合が62.7%と依然として高いことから、高齢者を中心とした被害防止講習を推進するなど、県民の抵抗力を高める必要がある。
また、たとえだまされたとしても金銭を犯行グループに渡さないため、金融機関等と連携した水際対策をより一層強力に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 安全・安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

- (ア) 高齢者による万引きは、食料品類を窃取するケースが約8割を占めていることから、スーパーマーケット等の管理者による自主防犯対策を働き掛けるとともに、制服警察官によるスーパーマーケット等の立ち寄り警戒活動を実施した。
- (イ) 各警察署ごとに署重点犯罪を指定し、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進した。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

- (ア) 「石川県警察IP防犯ネットワーク」^(注)を活用し、加盟する官公署、民間企業等80機関・団体(平成28年末現在)に対して各種防犯情報を配信した。
(注)石川県警察IP防犯ネットワークとは、防犯情報を社会各分野の団体・個人に提供することにより、警察と相互に協力連携して犯罪被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進することを目的として行う、メールを利用した情報発信活動をいう。
- (イ) 石川県電器商業組合、石川県防犯設備促進協力会、石川県万引等防止連絡協議会等の関係機関・団体と犯罪情勢等について情報共有を図るとともに、これら団体を通じて防犯情報の発信を推進した。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

- (ア) 中学生を防犯ボランティアとして委嘱するなど、中学校・高校と連携した自転車盗難防止、鍵掛け、万引き防止等のキャンペーンを実施し、生徒の規範意識の向上を図った。
- (イ) 羽咋市内において、地区民生委員による住民への迷惑電話撃退機能付電話機の貸出しが開始されたほか、金沢市内では、農産物の盗難被害防止を目的とした自主防犯組織が民間企業の協力を得て防犯カメラを3台新設するなど、地域住民相互の絆の強化、防犯意識の向上が図られた。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

- (ア) 電子マネー利用に係る特殊詐欺被害が増加傾向にあることを受け、高額な電子マネー購入時等における、コンビニエンスストア店員による速やかな警察への通報を促すため、「電子マネー購入危険度チェック&通報プラン」^(注)を開始した。
(注)電子マネー購入危険度チェック&通報プランとは、コンビニエンスストアに被害の有無を判断するチェックシートを配布し、高額又は複数枚の電子マネーを購入する顧客に対し従業員による声掛けを行うとともに、犯罪被害が疑われる場合に警察へ通報する制度をいう。
- (イ) 警察が犯行グループから押収した名簿の登載者等に対し、特殊詐欺等の被害防止に関する注意喚起を行う「石川県警察特殊詐欺等被害防止コールセンター」を開設した。
- (ウ) 県内全ての小学校において、児童が祖父母等に特殊詐欺の被害防止を呼び掛ける内容のメッセージカードを交付する「愛のメッセージカード作戦」を実施した。
- (エ) 路線バスの車内アナウンス及びラジオのCM放送により、多くの県民に対する被害防止広報を行ったほか、警察官がラジオ番組に出演し、県民に直接被害防止を呼び掛けるなど、抵抗力の強化に努めた。
- (オ) 県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高めるため、高齢者等に対する特殊詐欺被害防止講習及びキャンペーンを重点的に実施した。
- (カ) コンビニエンスストア担当者と「特殊詐欺水際対策緊急会議」を開催し、連携

強化を図った。

(キ) 石川県銀行協会と連携し、金融機関職員に対する研修会を開催するなど、金融機関との特殊詐欺防止対策等に向けた防犯ネットワークを強化した。

(2) 今後の課題

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を的確に把握・分析した上で、情勢の変化にも対応しつつ、多発傾向にある犯罪や悪質な犯罪を重点対象とするなど、的を射た対策を推進する必要がある。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

より効果的なネットワークとなるよう、既存の防犯ネットワークを継続して活用するとともに、ネットワークを構成する関係機関・団体等の拡充を図るなど、更なるネットワークの活用、拡充を促進する必要がある。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

防犯ボランティア団体、自治体等との協力関係を継続するとともに、これら団体等による主体的な自主防犯活動を促進し、地域住民等の防犯意識の向上、地域住民相互における絆の強化を図る必要がある。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

犯行グループの巧みな話術にだまされないようにするため、真に心に響く被害防止講習等を実施し、県民の抵抗力を高めるとともに、たとえだまされたとしても金銭を犯行グループに渡さないため、今後も金融機関等と信頼関係を築きつつ、工夫を凝らした水際対策をより一層強力に推進する必要がある。

2 総合的なサイバー犯罪対策の推進

(1) 推進状況

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

サイバー犯罪に係る対処能力の向上を図るため、警察大学校等におけるサイバー捜査に関する専科等の受講促進、サイバー犯罪対策室による各種教養、警察署に対する携帯電話解析要領に関する巡回教養等を実施したほか、全ての警察職員を対象としたサイバー犯罪捜査検定の受検促進を図った。

また、県警察全体のサイバー犯罪捜査に係る対処態勢を強化し、的確な捜査や被害の拡大防止を推進するため、警察本部各部門及び各警察署で、サイバー犯罪捜査テクニカルオフィサー^(注)を指定するとともに、サイバー犯罪対策室による講習会を実施した。

(注)サイバー犯罪捜査テクニカルオフィサーとは、コンピュータネットワーク等に関する知識・技能・資格・職歴等を参考にして警部補以下の警察官の中から警察本部長が指定した者をいう。

イ サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった取組の推進

官民一体となった取組を推進し、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運を醸成するため、県内のIT企業や大学教授等で構成する「石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会」を開催し、サイバー犯罪に関する情報共有を図ったほか、サイバーパトロール・モニター^(注)を委嘱した。

さらに、中小企業のセキュリティ意識の向上を図るため、中小企業関連団体を通じ、最近のサイバー犯罪の手口等を記載した資料等を提供するなど、広報啓発活動を推進した。

(注)サイバーパトロールモニターとは、「石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会」に参画する企業から推薦を受けて委嘱され、警察に対してインターネット上の違法情報及び有害情

報の通報を行う者をいう。

ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する戦略的な捜査と被害防止対策の推進

平成28年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は5件で、前年に比べ9件（64.3%）減少した。

また、被害額は約386万円で、前年に比べ約4,391万円（91.9%）減少した。

特に、平成28年6月頃から全国的に不正送金を目的としたウイルス「Gozi」が拡散しており、当県でも被害者が利用したパソコンから同ウイルスが検出されたことから、金融機関や各種団体、報道機関等に対して積極的に広報を行うなどして注意喚起を行った。

エ インターネットサイト上の違法・有害情報排除総合対策の推進

インターネット・ホットラインセンター^(注)等と連携し、通報された違法情報を端緒に事件検挙するとともに、違法情報・有害情報が掲載されているウェブサイト等の管理者に対し、削除依頼を実施した。

(注)インターネット・ホットラインセンターとは、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察通報や国内のウェブサーバに蔵置された違法情報・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行う団体をいう。

オ コミュニティサイト等に起因する児童被害の防止及び取締りの推進

コミュニティサイトを通じて知り合った児童に対し、甘言を用いて深夜に連れ回した被疑者及び淫らな行為をした被疑者を「いしかわ子ども総合条例違反」で検挙した。

また、ネット上のいじめや誹謗中傷の書き込み、出会い系サイトへの不正な書き込み等に対処するため、県内公立高等学校の情報技術に堪能な教員等により、インターネット上の各種掲示板や出会い系サイト等の巡視に取り組む「ネットチェッカーズいしかわ」の任命書・委嘱状交付式が開催され、石川県教育委員会と県警察との連携を確認した。

カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備及び部門間の連携の強化

サイバー犯罪やサイバー攻撃に迅速的確に対応するため、平成28年3月、警察本部長を委員長とする「石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会」及び警察本部長生活安全部長を幹事長とする「石川県警察サイバーセキュリティ対策幹事会」を発足させ、同幹事会の下に各部の関係者を構成員とする3つのプロジェクト（サイバー犯罪対策プロジェクト、サイバー攻撃対策プロジェクト、情報セキュリティ対策プロジェクト）を立ち上げ、「サイバーセキュリティ戦略に基づく行動計画（2016）」を策定した。

【サイバー犯罪の検挙状況】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減(件)	率(%)
不正アクセス禁止法 ^(注1) (件)		1	0	4	1	1	2	2	1	2	2	±0	-
電磁的記録対象犯罪 ^(注2) (件)		0	0	1	0	3	7	1	1	0	2	2	-
ネットワーク利用犯罪 ^(注3) (件)		39	30	35	40	37	34	82	69	64	60	-4	-6.3
計		40	30	40	41	41	43	85	71	66	64	-2	-3.0

注1：不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいい、同法において不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワークを通して他人のID・パスワードを入

力して利用可能な状態にする行為)等が禁止されている。

注2：電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

注3：ネットワーク利用犯罪とは、犯罪（児童買春・児童ポルノ法違反、いしかわ子ども総合条例違反、詐欺、脅迫、名誉毀損等）の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

平成28年中の検挙事例

- ファイル共有ソフト「eMule」を利用したわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件（3月検挙：金沢東警察署）
社員の男（58）は、ファイル共有ソフト「eMule」を利用し、わいせつな画像をインターネット回線を通じて公然と陳列した。
- なりすましによる不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）事件（4月検挙：金沢中警察署）
少年（18）は、金沢市内居住の高校生に付されたTwitterのID及びパスワードを入力して不正アクセスを行い、高校生になりすましてメッセージ機能を利用した。
- 電子マネーサービスを悪用した電子計算機使用詐欺事件（5月検挙：金沢東警察署）
少年（19）は、コンビニエンスストアでアルバイト従業員として勤務中、同コンビニ店内における電子マネーサービスのオンラインシステム端末を悪用し、自己所有の電子マネーに入金があったとする虚偽の情報を与え、合計48,000円相当の財産上不法の利益を得た。
- 中継サーバ事業者に係る電気通信事業法違反（無届）等事件（8月検挙：石川・滋賀・岩手・千葉県警合同捜査本部）
中国人の男（33）は、総務大臣に届出をしないで、居室において、日本国外等の利用者から日本国内等のサーバコンピュータへの接続を同時に多数中継する機能を有する中継サーバを設置した。
- オンラインゲームに係る不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）事件（10月検挙：白山警察署）
社員の男（24）は、少年（16）と共謀して、オンラインゲームにおいてアクセス管理者が管理する他人に付されたID・パスワードを入力し、不正アクセス行為をした。

(2) 今後の課題

サイバー空間が日常生活や経済活動に不可欠な基盤となる中、平成28年中の全国におけるインターネットバンキングに係る不正送金被害額は約16億円と減少傾向にあるものの、依然としてサイバー空間における脅威は深刻な状況にある。

よって、引き続きサイバー犯罪への対処能力の向上や被害防止に向けた広報啓発活動の充実のほか、サイバーパトロールの強化及びインターネット・ホットラインセンターから通報された違法情報等に対する迅速・的確な対応に取り組むとともに、関係機関・団体等と連携しつつ、全てのインターネット利用者による自主的な被害防止への取組を促進し、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進する必要がある。

3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

(1) 推進状況

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化

悪質商法事犯^(注1)の検挙件数は2件で、前年に比べ5件(71.4%)減少し、検挙人員は3人で、前年に比べ2人(40.0%)減少した。

床下調湿剤散布に係る特商法^(注2)違反(不備書面交付)事件を検挙したほか、青果物販売に係る特商法違反(書面不交付)事件を検挙したが、いずれの事件も70代から80代の高齢女性を対象としたもので、事案認知後速やかに検挙するなど悪質商法事犯の早期事件化に努めるとともに、被害の拡大防止を図った。

(注1)悪質商法事犯とは、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯をいう。

利殖勧誘事犯とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」のうち、預り金の禁止等に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。

特定商取引等事犯とは、特定商取引に関する法律違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等をいう。

(注2)特商法とは、「特定商取引に関する法律」をいう。

【悪質商法事犯の検挙状況】

区分		年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	率(%)
特商法	検挙件数(件)		1	0	3	2	3	2	8	6	4	2	-2	-50.0
	違反	検挙人員(人)	2	0	12	3	0	3	4	5	4	3	-1	-25.0
出資法 ^(注1)	検挙件数(件)		0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	-1	-100.0
	違反	検挙人員(人)	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	-
金商法 ^(注2)	検挙件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-2	-100.0
	違反	検挙人員(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1	-100.0
計	検挙件数(件)		1	0	3	3	4	2	8	6	7	2	-5	-71.4
	違反	検挙人員(人)	2	0	12	4	2	3	4	5	5	3	-2	-40.0

注1：出資法とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」のうち、預り金の禁止等に係る違反をいう。

注2：金商法とは、「金融商品取引法」をいう。

イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

ヤミ金融事犯^(注)の検挙件数は7件で、前年に比べ7件増加し、検挙人員は2人で、前年に比べ2人増加した。

暴力団関係者による貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反^(注)(超高金利契約等)事件を検挙したほか、石川・富山両県における貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(超高金利契約等)事件を検挙した。

(注)ヤミ金融事犯とは、「無登録・高金利事犯、ヤミ金融関連事犯」をいう。

無登録・高金利事犯とは、出資法違反(高金利等)及び貸金業法違反(無登録)に係る事犯を、ヤミ金融関連事犯とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反及び携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

【ヤミ金融事犯の検挙状況】

区分		年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	率(%)
ヤミ金融	検挙件数(件)		15	5	4	9	5	5	10	5	0	7	7	-
	事犯	検挙人員(人)	12	4	2	6	2	4	6	3	0	2	2	-

ウ 改正不正競争防止法を踏まえた営業秘密侵害事犯の取締りの推進

営業秘密侵害事犯^(注)については、生活環境課生活安全特別捜査隊長等を営業秘密保護対策官に指定し、部外における各種講習会において改正不正競争防止法(平成28

年1月施行)の周知徹底を図った。

(注)営業秘密侵害事犯とは、企業の技術情報や顧客名簿等の営業秘密に係る情報を侵害する事犯をいう。

エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

環境事犯^(注1)、保健衛生事犯^(注2)、偽ブランド事犯^(注3)その他特別法犯の検挙件数は117件で、前年に比べ24件(25.8%)増加し、検挙人員は111人で、前年に比べ10人(9.9%)増加した。

産業廃棄物を不法焼却・不法投棄した被疑者らを廃棄物処理法違反で検挙したほか、無免許で美容行為を行った被疑者を美容師法違反、偽ブランド品を販売目的で所持した被疑者を商標法違反で検挙した。

これらのうち、環境事犯については検挙件数が85件で、前年に比べ14件(19.7%)増加するなど、依然として県民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事犯が多数発生している。

(注1)環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、鳥獣保護管理法違反及び動物愛護管理法違反等に係る事犯をいう。

(注2)保健衛生事犯とは、薬事関係事犯、医事関係事犯及び美容師法違反等の公衆衛生関係等に係る事犯をいう。

(注3)偽ブランド事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反等に係る事犯をいう。

【環境事犯その他特別法犯の検挙状況】

区分		年別											増減	率(%)
		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28			
環境事犯	検挙件数(件)	144	121	121	80	93	71	64	74	71	85	14	19.7	
	検挙人員(人)	174	149	148	89	101	87	69	78	79	88	9	11.4	
保健衛生事犯	検挙件数(件)	5	2	0	0	7	4	4	4	3	6	3	100.0	
	検挙人員(人)	4	2	0	0	8	5	4	3	3	6	3	100.0	
偽ブランド事犯	検挙件数(件)	3	8	3	2	15	36	19	11	8	10	2	25.0	
	検挙人員(人)	2	2	2	2	1	8	5	8	5	3	-2	-40.0	
その他事犯 ^(注)	検挙件数(件)	20	24	21	12	11	9	10	15	11	16	5	45.5	
	検挙人員(人)	19	24	18	13	8	9	9	13	14	14	±0	-	
計	検挙件数(件)	172	155	145	94	126	120	97	104	93	117	24	25.8	
	検挙人員(人)	199	177	168	104	118	109	87	102	101	111	10	9.9	

注：その他事犯には、税理士法違反、宅建業法違反及び航空法違反等の特別法犯が含まれる。

オ 早期の口座凍結による犯罪収益の移転防止と剥奪の徹底

ヤミ金融事犯等に利用された犯罪利用口座や携帯電話番号を把握した場合は、金融機関に対して口座凍結のための情報を提供しているほか、携帯電話事業者に対して契約者の本人確認要求を行っている。

平成28年中の口座凍結依頼件数は128件で、前年に比べ60件(-31.9%)減少した。

また、携帯電話の契約者確認要求件数は22件で、前年に比べ4件(15.4%)減少した。

【口座凍結依頼及び携帯電話契約者確認要求の状況】

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28	増減(件)	率(%)
凍結依頼件数(件)		257	233	163	188	128	-60	-31.9
確認要求件数(件)		100	63	44	26	22	-4	-15.4

平成28年中の検挙事例

- 床下調湿剤散布に係る特商法違反(不備書面交付)事件(2月検挙：七尾警察署)

会社員の男(38)は、高齢女性(82)と床下調湿剤散布の契約をするに当たり、法令で定める役務提供契約の解除に関する事項等を記載した書面を交付しなかった。

- 偽ブランド品販売に係る商標法違反(みなし侵害)事件(7月検挙:金沢西警察署、生活環境課)

衣料品店経営の女(36)は、派遣社員の女(41)と共謀し、野々市市内の店舗内において、ルイヴィトン等が商標登録をしている商標に類似する商標を付した商品を販売目的で所持した。

- 石川・富山両県にわたる貸金業法違反(無登録営業)・出資法違反(超高金利契約、超高金利受領)等事件(8月検挙:石川・富山県警合同捜査本部)

会社役員(43)らは共謀し、石川県知事及び富山県知事の貸金業の登録を受けずに、北陸三県の居住者に対して現金を貸し付けたほか、法定利息を超える割合による利息の契約や利息を受領した。

- 解体業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(焼却禁止、投棄禁止)事件(9月検挙:小松警察署、生活環境課)

会社役員(76)は、被疑者管理に係る資材置場において木くず等の産業廃棄物を不法に焼却したほか、従業員(2)人と共謀し、被疑者名義の管理地において建物解体業で排出された木くず等の産業廃棄物約45トン(埋め立て)など不法に投棄した。

- 化粧品販売業者による美容師法違反(無免許)事件(9月検挙:七尾警察署)

化粧品販売業の女(40)は、美容師の免許を受けずに、県内居住の女性客に対して、美容行為であるまつ毛エクステンションの施術を行った。

(2) 今後の課題

各種警察活動や関係機関・団体等との連携強化により、情報収集に努めるとともに、悪質商法事犯を認知した場合は、被害の拡大防止を念頭に置いた迅速・適切な対応と関係法令を駆使した早期事件化に努め、被害の拡大防止を推進する必要がある。

また、ヤミ金融事犯等による被害の拡大防止等を目的とした金融機関に対する口座凍結依頼や、携帯電話事業者に対する役務提供拒否等のための情報提供についても引き続き積極的に推進する必要がある。

4 適正な許可等業務の推進

(1) 推進状況

平成28年6月の風営法の一部改正に伴い、石川県風営法施行条例を一部改正するとともに、関係機関・団体及び地域住民への広報を実施することにより、各種申請・相談への的確な対応を行った。

(2) 今後の課題

警察本部と警察署担当者の連携強化による新たな制度改正への対応と、許可等事務管理システムの適切かつ積極的な活用により、一層の業務の効率化を図る必要がある。

5 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

(1) 推進状況

ア 街頭活動等の推進

犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールや交番における警戒活動を強化したほか、金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り警戒、繁華街、駅等における街頭活動等きめ細かいパトロールを実施した。

また、県内全ての交番に交番相談員を配置し、地域住民からの各種相談等への対応や交番勤務員不在時の補完体制を確立するなど交番機能を強化した。

イ 地域警察官の現場執行力の向上

地域警察官の事態対処能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、職務質問技能指導官^(注1)等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対する実践的教養を推進した。

また、同指導官等自身の技能向上を図るため、警察庁指定広域技能指導官^(注2)を招へいた研修会や北陸三県警察合同の技能指導検討会等を開催した。

このほか、犯罪現場等に臨場した地域警察官の受傷事故を防止するため、警棒、大楯、刺股等の各種装備資機材を活用した実戦的訓練を推進するとともに、犯罪の発生状況等に応じた人員の迅速・的確な運用を図るため、きめ細かな業務管理を推進した。

(注1)職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世代に伝承する警察官をいう。

(注2)警察庁指定広域技能指導官とは、卓越した専門的技能又は知識を有するとして警察庁長官により指定され、警察全体の財産として都道府県警察の枠組みにとらわれず広域活用を図る職員をいう。

ウ 地域に密着した活動の推進

警察官が地域の家庭、事業所等を訪問する巡回連絡及び地域住民の意見要望等の把握を目的とした交番・駐在所連絡協議会の開催を推進し、地域住民と治安に関する問題について協議するなど、地域密着型の警察活動に努めた。

また、広報紙「交番速報」等の発行によるタイムリーな情報提供のほか、防犯ボランティアと連携したパトロール活動や犯罪被害及び交通事故の防止を目的として各種会合における講習等の実施に努めた。

(2) 今後の課題

ア きめ細かいパトロールの推進

繁華街、駅等の多数の人が集まる場所や、人目に付きにくい駐車場等の警戒を強化するなど、犯罪の抑止及び検挙のためのきめ細かいパトロールを推進する必要がある。

イ 地域警察官の現場執行力の更なる向上

現場執行力の更なる向上と若手警察官の早期戦力化を図るため、職務質問技能の強化を推進する必要がある。

ウ 地域に密着した活動の推進

効果的な犯罪被害等の防止を目的としたタイムリーな情報提供を始め、巡回連絡や地域における各種会合等への出席等、地域に密着した警察活動を推進する必要がある。

6 初動警察刷新強化の取組の定着化

(1) 推進状況

ア 通信指令機能の強化

(ア) 地域警察デジタル無線機の効果的活用

P S D形移動データ通信システム^(注1)及びP S W形移動通信システム^(注2)の文字・画像情報や位置情報機能等を事件発生時の捜査活動や行方不明者発見活動等に活用し、被害拡大の防止や被疑者の検挙につなげるなど、その効果的活用を図った。

(注1) P S D形移動データ通信システムとは、携帯電話型のG P S付きデータ端末により、現場で活動する警察官が画像や手配事項等の情報共有を図るシステムをいう。

(注2) P S W形移動通信システムとは、各警察署の管内における警察官相互の無線通話を可能とし、手配事項等を一齐に傍受することができる通信システムをいう。

(イ) 無線不感地帯における無線通話確保対策の推進

警察署ごとのエリアマップを作成し、その実態把握を行うとともに、各種訓練を実施するなど無線不感地帯対策を推進した。

イ 通信指令を担う人材の育成強化

(ア) 初動警察の責務や重要性の周知徹底

研修会の開催、教養資料の発行により、初動警察の責務や重要性の周知徹底を図った。

(イ) 通信指令に必要な知識技能の向上のための教養訓練の実施

通信指令の知識・技能の向上を図るため、通信指令技能検定の実施や通信指令専科、通信指令競技会の開催、技能指導官等による指導教養等の教養訓練を実施した。

ウ 初動警察における事案対応能力の強化

(ア) 迅速的確な初動警察活動推進のための訓練の実施

第一線警察における迅速的確な事案対応能力の強化を図るため、警察署における当直指揮訓練や短時間無線通話訓練等実戦的かつ効果的な訓練を実施した。

(イ) 通信指令課と本部執行隊及び警察署との連携の強化

通信指令課と本部執行隊、警察署合同による無差別殺傷事件を想定した実戦的かつ組織的な事案対応訓練を実施した。また、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応するため、通訳人を交えた三者通話訓練を実施した。

(2) 今後の課題

ア 通信指令機能の強化

通信指令が初動警察活動の司令塔たる役割を果たすため、通信指令体制の充実強化を図るとともに、通信指令機能の更なる強化を推進する必要がある。

イ 通信指令技能の向上と人材の育成強化

通信指令無線通話技能競技会や各種研修会の開催等により、通信指令技能の向上と通信指令を担う人材の育成強化を図る必要がある。

ウ 初動警察における事案対応能力の強化

重大事案を想定した実戦的な初動対応訓練を積極的に推進するとともに、事件事故主管部門等との連携強化を図るなど初動警察活動における事案対応能力の更なる強化を推進する必要がある。

重点目標3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進 (生活安全部)

[重点目標の設定趣旨]

ストーカー・DV事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）、子供や女性が被害者となる犯罪等については、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、事態が急展開して殺人事件等の重大事件への発展も懸念され、地域住民に著しい不安感を与えている。

一方、県内の少年非行の現状は、刑法犯少年が減少しているものの、少年による殺人事件が発生したほか、再犯者率が高く、非行の低年齢化傾向が顕著であり、加えて、学校におけるいじめやインターネット利用に起因する福祉犯事件等、子供が被害に遭う事件が依然として発生している。

このため、人身安全関連事案等については、重大事件への兆しを察知して、関係部門が連携・情報共有し、迅速・的確な組織的対応を行い、被害拡大防止を図るとともに、自治体や関係機関・団体等と連携するなど、被害者等の安全を確保する必要がある。

また、少年非行については、引き続き学校、教育委員会等の関係機関や地域社会と連携し、非行少年の立ち直り支援、低年齢少年まで含めた少年の規範意識の醸成、少年を取り巻く社会の絆の強化による「非行少年を生まない社会づくり」を推進するとともに、児童虐待事案への取組を強化するなど、少年非行防止・保護対策を総合的に推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要性のある事案の被害者等の安全確保のために、組織を一体的に運用し、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 刑法犯少年の検挙・補導人員の減少傾向を維持する。

2 成果

- (1) 平成28年中の子供・女性対象事案^(注1)の検挙件数は200件で、前年に比べ35件（14.9%）減少した。

また、平成28年中の子供・女性対象前兆事案^(注2)等の指導・警告件数は155件で、前年に比べ48件（23.6%）減少した。

(注1) 子供・女性対象事案とは、子供・女性が被害者となった殺人、強盗、強姦、暴行、傷害、強制わいせつ、公然わいせつ、逮捕監禁、略取誘拐をいう。

(注2) 子供・女性対象前兆事案等とは、子供・女性対象事案及びその前兆とみられる声掛け・つきまとい等をいう。

【子供・女性対象事案の検挙・指導警告件数の推移】

平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		増 減													
検挙	指導・警告																						
146	167	169	161	236	166	235	203	200	155	-35	-48												
子供 女性																							
24	122	64	103	36	133	71	90	24	212	61	105	22	213	72	131	22	178	48	107	0	-35	-24	-24

注：表中の「子供」は中学生(男女)以下、「女性」は高校生以上をいう。

- (2) 平成28年中のストーカー事案の認知件数は186件で、前年に比べ75件(28.7%)減少した。

また、認知件数のうち26件を検挙し、前年と比べ2件(8.3%)増加した。

ストーカー規制法に基づく文書警告については、行為者18人に対して実施し、前年に比べ9人増加した。

【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
						件数	率(%)
認知件数	212	223	276	261	186	-75	-28.7
検挙件数	21	24	31	24	26	2	8.3

- (3) 平成28年中のDV事案の認知件数は404件で、前年に比べ3件(0.7%)減少した。

また、認知件数のうち91件を検挙し、前年に比べ15件(19.7%)増加した。

【DV事案認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
						件数	率(%)
認知件数	346	365	393	407	404	-3	-0.7
検挙件数	42	45	47	76	91	15	19.7

- (4) 平成28年中の高齢者虐待事案の認知件数は88件で、前年に比べ5件(6.0%)増加した。

このうち配偶者等による被害は39件で、前年に比べ3件(7.1%)減少した。

また、高齢者虐待事案の検挙については、配偶者等による暴力事案で2件を刑法犯で検挙し、前年と同数となっている。

【高齢者虐待事案認知状況の推移】

年別 区分	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
						件数	率(%)
認知件数	49	65	51	83	88	5	6.0
配偶者等による被害	26	38	23	42	39	-3	-7.1

- (5) 刑法犯少年^(注1)の検挙補導人員は、平成14年をピークに13年連続で減少していたところ、平成28年は359人で、前年に比べ17人(5.0%)増加した。

平成28年中の犯罪少年^(注2)の検挙人員は257人で、前年に比べ15人(6.2%)増加した。

(注1) 刑法犯少年とは、「刑法」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強奪等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者のあつせん行為による利益等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪(交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除く。)で警察に検挙された犯罪少年及び触法少年^(注3)をいう。

(注2) 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

(注3) 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

【刑法犯少年検挙補導人員の推移】

年 別	平14	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												人数	率(%)
刑法犯少年	1,416	909	757	749	709	680	569	462	377	342	359	17	5.0
うち犯罪少年	1,258	755	620	594	571	546	451	332	274	242	257	15	6.2

3 問題点・今後の課題等

- (1) 子供や女性に対する性犯罪等の前兆と見られる声掛けやつきまとい事案等の根絶を目指し、関係部署及び関係機関と緊密に連携し、子供・女性の安全対策を総合的に推進する必要がある。

特に連続発生する事案については、情報分析やよう撃捜査等により行為者を割り出し、指導警告を実施するなど、迅速に対応する必要がある。

- (2) 高齢者の尊厳の保持のため、高齢者への虐待を防止することは極めて重要であることから、関係機関等と緊密に連携を図り、適切な対応を推進する必要がある。
- (3) 刑法犯少年の検挙補導人員が増加したほか、非行の低年齢化も認められることから、「非行少年の立ち直り支援」「非行防止教室による少年の規範意識の醸成」「集団的不良交友関係^(注)対策」に一層取り組む必要がある。

(注) 集団的不良交友関係とは、非行集団若しくは非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返している3人以上のグループ又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。

重点推進事項の検証

1 人身安全関連事案への的確な対応

(1) 推進状況

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

- (ア) 被害者等の安全を早急に確保する必要がある事案については、生活安全部門と刑事部門の専務員が相談初期の段階から共同で聴取し、事案の危険性・切迫性を的確に見極めて、事態に応じた適切な対応を実施した。

また、全ての人身安全関連事案が本部人身安全関連事案対応体制^(注)へ速報され、警察本部から警察署に対する適時適切な指導、助言及び必要な要員の派遣等の支援を実施した。

(注) 本部人身安全関連事案対応体制とは、警察本部に確立されている人身安全関連事案について一元的に対応するための体制をいう。

- (イ) 配偶者暴力相談支援センター等への緊急一時避難、公費負担による宿泊施設への避難等を実施して物理的危険防止を図るとともに、被害者等に対する各種個人情報保護制度や保護命令の発令を十分活用して事案処理後の被害者等の安全を確保した。

イ ストーカー・DV事案等に対する迅速・的確かつ総合的な対応

- (ア) 被害者等の生命・身体の安全確保を最優先とした対応を推進し、危害の発生及び被害の拡大防止に努めた。

- (イ) 事案の被害者、加害者及びその親族等の関係者が所在する地を管轄する警察署・警察本部及び関係機関が迅速に情報を共有の上、連携して対応に当たるとともに、防犯機材の貸与や保護観察所との連携により、再被害を未然に防止する措置を執るなど被害者への保護措置を徹底した。

- (ウ) ストーカー・DV事案等における被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担制度を開始して、被害者の安全確保対策の強化を図った。

(2) 今後の課題

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案^(注)に的確に対処するため、関係機関との連携を強化するとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという特性を踏まえた対処能力の向上を図る必要がある。

また、ストーカー総合対策関係省庁会議が取りまとめた「ストーカー総合対策」に沿った取組を実現するために、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的手法に基づく対策を推進する必要がある。

(注) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案とは、恋愛感情等のもつれに起因する各種トラブルや事件のうち被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案をいう。

2 子供・女性・高齢者安全対策の推進

(1) 推進状況

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛けやつきまとい等のいわゆる前兆事案については、行為者に対し積極的に指導・警告するなど、先制・予防的活動を推進した。

イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

(ア) 犯罪の発生や犯罪の前兆と見られる声掛け等事案の情報、不審者や不審車両に係る情報を入手した場合には、その発生時間・場所、被害内容、行為者の身体特徴、使用車両、手口、目撃状況等を詳細かつ網羅的に情報収集・分析した。

(イ) 河北郡内灘町周辺で連続発生していた強制わいせつ事件について、生活安全部門と刑事部門が連携し、情報分析、よう撃捜査等を実施して被疑者を検挙した。

(ウ) 自治体、教育委員会等関係機関との連携強化を図るため、「子供・学校安全対策連絡会議」^(注)を開催し、緊急連絡網の確立や不審者情報の共有等、犯罪被害防止対策に努めた。

(注) 子供・学校安全対策連絡会議とは、警察、県及び教育委員会等の関係機関が、相互の連携を図るとともに子供の安全対策を図るため、平成17年から毎年開催している会議をいう。

(エ) 小学校等における不審者侵入対応訓練や防犯講習の開催を推進した。

ウ 高齢者を始めとする認知症に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

(ア) 認知症の特性や対応要領等について理解を深めるために、職員に対して、自治体が主催する認知症サポーター養成講座の受講を促進した。

(イ) 認知症高齢者等の行方不明事案の早期解決を図るため、石川県等との対策会議を開催した。

(2) 今後の課題

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛け等の前兆事案の行為者に対し、迅速・的確に指導・警告を実施して、重大事件への発展防止に努める必要がある。

イ 子供・女性の安全対策を確保するための諸対策の推進

関係機関等と連携した被害防止活動及び子供・女性に対する犯罪・事案等に関する情報の収集・分析の推進、関係部門と連携した同種犯罪の徹底検挙を図る必要がある。

ウ 適正な行方不明者発見活動及び保護業務の推進

認知症に係る行方不明者の受理件数が増加していることから、認知症の特性や対応要領について職員の理解を深めるとともに、自治体・関係機関と緊密に連携した行方不明者発見活動を一層推進する必要がある。

3 少年非行防止総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進

非行集団等の集団的不良交友関係に係る情報を積極的に収集・活用した少年事件捜査を推進した。

また、捜査力向上のため、実戦的要素を取り入れた捜査実戦塾等の教養を実施し、現場捜査員の実務能力向上を図った。

イ 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

(ア) 警察による支援を必要としている少年や保護者に対し、大学生ボランティアや少年警察ボランティア、地域住民と連携した農作業体験や物づくり体験、学習支援等により、少年の立ち直り支援を推進した。

また、「いしかわS&Pサポート制度」^(注)により、警察と学校との間で児童・生徒の非行事案等に関する相互連絡を行い、情報を共有することで、早期指導による立ち直り支援や再非行・再被害防止を図った。

(注) いしかわS&Pサポート制度とは、児童・生徒の再非行防止、犯罪被害防止のため、警察と学校との非行事案等に関する相互連絡制度をいう。

【いしかわS&Pサポート制度による連絡状況の推移】

区分 \ 年 別	年 別					増減	
	平24	平25	平26	平27	平28	増減	率(%)
警察から学校	351	279	230	220	211	-9	-4.1
学校から警察	116	85	49	19	91	72	378.9
計	467	364	279	239	302	63	

(イ) 少年の特性や非行に至る要因・背景等について理解を深め、厳しくも温かい目をもって地域社会全体で少年を見守る活動として、自転車販売店等事業者や少年警察ボランティア及び中・高校生と連携した自転車盗難防止や万引き防止キャンペーンを実施するなど、少年を見守る社会気運の醸成を図り、地域社会との絆を強化した。

(ウ) 学校や教育委員会等と連携し、小・中学生を対象とした「ピュアキッズスクール」^(注)「薬物乱用防止教室」等の非行防止教室を開催した。

(注) ピュアキッズスクールとは、警察職員（警察官又は少年警察補導員）が、小学校及び中学校の道徳授業等にゲストティーチャーとして参加し、担当教諭と連携して、社会規範を守る大切さを教え、児童生徒の規範意識の高揚を図るものをいう。

【非行防止教室実施状況等の推移】

年度 \ 区分	平24			平25			平26			平27			平28		
	小学校	中学校	高校												
ピュアキッズスクール	130	46		114	42		120	49		127	42		133	45	
薬物乱用防止	47	35	43	47	38	46	67	38	44	60	36	41	57	36	44
その他	24	27	37	31	58	49	14	30	40	32	19	37	22	16	31
計	201	108	80	192	138	95	201	117	84	219	97	78	212	97	75

ウ 学校と連携したいじめ問題への的確な対応

(ア) 「石川県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ被害の届出や相談を迅速・確実に受理するとともに、被害少年や保護者の立場に立ち、学校等と連携しつつ、被害少年側の身上に配慮した対応に努めた。

また、いじめ問題に的確に対応するため、学校が設置する「いじめ問題対策チーム」等の会議に積極的に参加するなど、学校や教育委員会等の関係機関との情報共有と意思統一を図り、連携を一層強化した。

(イ) いじめに対する規範意識の醸成を図るため、非行防止教室や「命の大切さを学ぶ教室」^(注)の開催等により、いじめの未然防止を図った。

(注)「命の大切さを学ぶ教室」とは、犯罪被害者遺族等の講演を通じ、被害者に対する理解を育むとともに、自分や他人の命の大切さを学び、少年の規範意識の向上を目的とする教室をいう。

【いじめをテーマにしたピュアキッズスクールの開催状況の推移】

年 度	平24	平25	平26	平27	平28
回 数	114	110	126	150	156

(2) 今後の課題

ア 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進

集団的不良交友関係の情報収集を更に推進するとともに、把握・分析した情報を一層捜査に活用するほか、非行の未然防止を図るため、今後の活用方法を検討する必要がある。

イ 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

刑法犯少年検挙補導人員が増加に転じたほか、刑法犯・特別法犯少年における触法少年の割合は25.1%と触法少年の割合が依然として高止まりしている現状から、学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティア等の地域住民との連携を積極的に推進し、地域社会全体の取組として、非行少年の立ち直り支援、少年の規範意識の醸成、社会の絆の強化等、「非行少年を生まない社会づくり」への取組を一層強化する必要がある。

【刑法犯・特別法犯少年に占める触法少年の割合と推移】

年 別	平24	平25	平26	平27	平28
刑法犯・特別法犯少年(人)	633	550	422	393	422
うち触法少年(人)	121	158	112	105	106
触法少年占有率(%)	19.1	28.7	26.5	26.7	25.1

ウ 学校と連携したいじめ問題への的確な対応の推進

全国的には依然としていじめに起因した少年の自殺事案が発生し、憂慮すべき状態が続いている。県内においては、平成28年中、いじめによる自殺事案の発生はないものの、保護者等によるいじめ相談は依然として後を絶たない状況にある。

今後も、いじめ事案の早期把握と被害少年の立場に立った事案への的確な対処に向け、学校や教育委員会等関係機関との連携を一層強化する必要がある。

4 少年保護総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 児童虐待への的確な対応の徹底

(ア) 平成28年中の児童虐待事案^(注)の認知件数は194件で、前年に比べ15件(8.4%)増加した。児童相談所への通告人員は331人で、前年に比べ25人(8.2%)増加した。

(注)「児童虐待事案」とは、保護者が、その監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待を加えるものをいう。

- (イ) 児童虐待の早期発見・早期保護のため、虐待が疑われる事案に対する児童相談所への事前照会の実施、児童相談所等との意見交換会の開催、学校等の関係機関との各種会合の開催による情報共有を図り、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底した。

【児童虐待事案認知状況の推移】

年 別	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
						件数(人)	率(%)
認知件数(件)	93	127	159	179	194	15	8.4
通告人員(人)	163	206	248	306	331	25	8.2

イ 児童ポルノを始めとする悪質性の高い福祉犯の取締りの推進

平成28年中の福祉犯事件の検挙件数は93件で、前年に比べ19件(25.7%)増加した。

低年齢児童ポルノ愛好者のファイル共有ソフト利用による児童ポルノ拡散事件や児童買春事件を検挙するなど、少年の性的被害に係る悪質な福祉犯事件に重点を置いた取締りを実施した。

【福祉犯事件の検挙状況等の推移】

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
							件数(人)	率(%)
総数	検挙件数	60	90	90	74	93	19	25.7
	検挙人員	57	76	78	66	77	11	16.7
児童福祉法	検挙件数	2	10	3	1	2	1	100.0
	検挙人員	2	7	3	2	2	0	0.0
風営法	検挙件数	5	2	4	2	1	-1	-50.0
	検挙人員	6	2	5	1	1	0	0.0
児童買春・児童ポルノ禁止法 ^(注1)	検挙件数	18	28	34	30	29	-1	-3.3
	検挙人員	15	19	26	21	21	0	0.0
青少年保護育成条例	検挙件数	35	48	48	39	57	18	46.2
	検挙人員	34	46	43	39	50	11	28.2
その他 ^(注2)	検挙件数		2	1	2	4	2	100.0
	検挙人員		2	1	3	3	0	0.0

注1：児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

注2：その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法等をいう。

平成28年中の検挙事例

- ファイル共有ソフトを利用した児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件（2月検挙：白山警察署）
社員の男(35)は、自宅のパソコンでファイル共有ソフトを利用し、児童ポルノを公然と陳列した。
- 社員による児童買春・児童ポルノ禁止法違反（性的目的所持）等事件（6月検挙：金沢西警察署）
社員の男(29)は、コミュニティサイトで知り合った女子児童と性交するとともに、同女の、衣服を着けず、性的な部位が露出されている動画を所持した。
- 片町所在の風俗営業店における風営法違反（年少者使用）等事件（10月検挙：金沢中警察署、小松警察署）

風俗店経営の女(40)は、県公安委員会から風俗営業の許可を得た営業所において、18歳未満の女性従業員に、不特定の客に対し、酒類の提供や会話の相手をさせるなどの接待をさせた。

- サイバー補導を端緒とした児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件（10月検挙：金沢中警察署）

派遣社員の男(41)と会社員の男(29)は、コミュニティサイトで知り合った女子高校生が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金の対償を供与する約束をした上で性交し児童買春した。

ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

(ア) インターネットによる犯罪被害を防止するため、学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティア等の地域住民と連携して「フィルタリング100%普及」を目指した取組や児童及び保護者に向けた広報啓発活動を推進した。

(イ) スマートフォン等の普及によるインターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全化を図るためサイバー補導^(注)を推進した。

(注) サイバー補導とは、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導することをいう。

【スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等防止取組状況の推移】

区分		年度		
		平26	平27	平28
啓発活動の実施状況	実施数(回)	105	150	147
	参加人員(人)	16,302	26,665	24,817
携帯電話販売店へのフィルタリング要請状況(件)		21	100	20

注：平成26年度から取組状況の統計調査を開始した。

(2) 今後の課題

ア 児童虐待への的確な対応の徹底

依然として児童虐待事案が増加していることから、児童相談所等の関係機関との連携を一層緊密にするなどして、虐待を受けている児童を早期に救出保護し、被害の拡大防止を図る必要がある。

イ 児童ポルノを始めとする悪質性の高い福祉犯の取締りの推進

依然として児童の性的被害に係る福祉犯事件が発生していることから、福祉犯の端緒情報の収集に努め、被害児童を早期に救出するとともに、新たな被害児童の発生を防止するため、サイバー補導を強化し、組織的な児童買春事犯等、悪質な福祉犯事件に対する取締りを強化する必要がある。

ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、携帯電話事業者や学校等と連携したフィルタリング100%普及を目指す広報啓発活動の推進や、少年に対する安全な利用方法の呼び掛けを行うとともに、少年のたまり場となりやすいカラオケ店等に対し、少年の不良行為等を防止するための自主的な措置が行われるよう働き掛けるなど、有害環境浄化活動を推進する必要がある。

重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙（刑事部）

〔重点目標の設定趣旨〕

平成27年中の県内の刑法犯認知件数は、平成26年とほぼ同水準で推移しているが、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が発生している。

また、特殊詐欺については、平成23年以降悪化の一途をたどり、認知件数及び被害額共に平成26年を大幅に上回るなど極めて深刻な状況にある。

加えて、暴力団情勢については、関係企業や共生者を利用して、活動実態を不透明化させるとともに、資金獲得活動を多様化させているほか、特殊詐欺や薬物犯罪等への関与を深めるなど、その活動分野を更に拡大している状況がうかがわれる。

こうした県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して事件の解決を図るとともに、被害拡大を防止し、県民の不安を払拭することが強く求められている。

このため、的確な捜査力の投入による戦略的な検挙対策、情報収集・分析能力の強化による犯罪組織の弱体化・壊滅を図るなど、刑事警察の真髄である「検挙」を徹底することにより、県民の安全・安心を確保する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 捜査力を最大限に発揮し、重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

2 成果

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

重要犯罪^(注)の検挙率は98.3%で、前年に比べ16.1ポイント増加し、全国平均(76.6%)を上回った。

【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別									
		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
殺人	検挙率(%)	100.0	80.0	125.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.0
	検挙件数(件)	12	12	5	5	6	3	11	6	10	4
	検挙人員(人)	8	11	4	5	6	3	10	5	13	2
強盗	検挙率(%)	108.3	50.0	92.9	60.0	72.7	114.3	90.0	66.7	100.0	88.9
	検挙件数(件)	13	4	13	3	8	8	9	6	8	8
	検挙人員(人)	18	3	14	3	7	13	9	6	7	6
放火	検挙率(%)	80.0	83.3	33.3	66.7	33.3	71.4	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	8	5	2	6	1	10	11	3	11	3
	検挙人員(人)	7	5	1	6	1	6	10	5	8	2
強姦	検挙率(%)	58.3	125.0	150.0	133.3	87.5	100.0	133.3	90.9	116.7	80.0
	検挙件数(件)	7	5	6	4	7	10	4	10	7	4
	検挙人員(人)	4	5	2	2	4	12	5	7	5	6
略取誘拐・ 人身売買	検挙率(%)	83.3	-	100.0	33.3	200.0	-	100.0	-	-	100.0
	検挙件数(件)	5	-	2	1	2	-	1	-	-	4
	検挙人員(人)	7	-	-	-	5	-	1	-	-	2
強制わいせつ	検挙率(%)	89.5	73.1	91.7	91.3	68.9	72.9	70.9	90.5	69.1	105.9
	検挙件数(件)	34	19	22	21	31	35	39	57	38	36
	検挙人員(人)	22	10	15	14	12	17	16	12	11	24
重要犯罪 石川県	検挙率(%)	87.8	76.3	92.6	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3
	検挙件数(件)	79	45	50	40	55	66	75	82	74	59
	検挙人員(人)	66	34	36	30	35	51	51	35	44	42
重要犯罪 全国	検挙率(%)	60.2	62.6	64.5	62.8	64.0	65.8	63.3	68.2	72.3	76.6

注：重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗犯の徹底検挙

重要窃盗犯^(注)の検挙率は69.0%で、前年に比べ10.0ポイント増加し、全国平均(54.6%)を上回った。

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
侵入盗	検挙率(%)	68.3	72.2	49.8	38.8	48.6	65.6	49.1	59.8	61.1	71.6
	検挙件数(件)	937	701	501	383	446	535	430	568	570	491
	検挙人員(人)	90	72	85	77	89	100	93	122	110	112
自動車盗	検挙率(%)	58.9	33.9	31.5	13.5	36.6	26.1	30.0	25.0	30.0	39.1
	検挙件数(件)	43	20	17	12	26	12	12	16	18	18
	検挙人員(人)	24	7	8	9	21	11	6	5	7	12
ひったくり	検挙率(%)	40.9	5.3	38.9	-	20.0	30.8	69.2	28.6	66.7	71.4
	検挙件数(件)	9	1	7	-	1	4	9	2	4	5
	検挙人員(人)	6	-	4	-	-	1	3	2	4	4
すり	検挙率(%)	148.8	16.2	30.6	57.1	60.0	47.4	53.8	50.0	48.0	56.3
	検挙件数(件)	64	6	11	12	30	9	7	15	12	18
	検挙人員(人)	7	7	2	6	4	9	5	5	11	15
重要窃盗犯 石川県	検挙率(%)	69.8	67.0	48.1	37.0	48.2	62.7	48.7	57.2	59.0	69.0
	検挙件数(件)	1,053	728	536	407	503	560	458	601	604	532
	検挙人員(人)	127	86	99	92	114	121	107	134	132	143
重要窃盗犯 全国	検挙率(%)	51.4	53.6	50.9	47.8	48.1	50.0	47.4	51.5	52.6	54.6

注：重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

特殊詐欺の検挙件数及び人員は、だまされた振り作戦や他の都道府県警察との合同事件捜査等により52件32人、預金口座等の不正取得等の助長犯罪の検挙件数及び人員は27件22人であった。

【特殊詐欺等検挙件数・人員の推移】

区分		年別										増減	
		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件(人)	率(%)
特殊詐欺	件数	38	8	37	12	22	24	25	24	40	52	+12	+30.0
	人員	5		7	3	8	7	9	4	29	32	+3	+10.3
助長犯罪	件数	12	35	56	15	29	29	47	53	41	27	-14	-34.1
	人員	7	20	37	11	17	21	34	30	21	22	+1	+4.8
合計	件数	50	43	93	27	51	53	72	77	81	79	-2	-2.5
	人員	12	20	44	14	25	28	43	34	50	54	+4	+8.0

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

暴力団犯罪の検挙件数は171件で、前年に比べ51件（42.5%）増加し、検挙人員は126人で、前年に比べ20人（18.9%）増加した。

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
		検挙件数	検挙人員										
総数	検挙件数	591	435	317	272	292	204	135	144	120	171	+51	+42.5
	検挙人員	171	131	152	119	121	83	91	105	106	126	+20	+18.9
暴行	検挙件数	15	9	14	9	9	6	5	14	4	10	+6	+150.0
	検挙人員	11	8	12	8	7	4	4	13	4	8	+4	+100.0
傷害	検挙件数	22	20	25	21	16	13	4	6	6	10	+4	+66.7
	検挙人員	26	21	28	22	18	13	6	5	6	10	+4	+66.7
恐喝	検挙件数	7	5	4	6	3	5	3	3	5	3	-2	-40.0
	検挙人員	5	6	3	7	3	4	3	6	4	7	+3	+75.0
賭博	検挙件数	17	3	0	0	4	2	2	0	0	0	±0	-
	検挙人員	17	10	1	0	6	2	9	0	0	0	±0	-
窃盗	検挙件数	417	306	131	152	177	116	44	14	15	32	+17	+113.3
	検挙人員	23	14	21	25	23	19	8	7	8	12	+4	+50.0
その他 刑法犯	検挙件数	44	40	85	31	29	40	27	30	45	24	-21	-46.7
	検挙人員	34	36	45	22	25	27	31	23	48	33	-15	-31.3
覚醒剤	検挙件数	29	22	31	29	43	11	35	54	32	69	+37	+115.6
	検挙人員	19	17	21	18	28	9	21	35	26	39	+13	+50.0
銃刀法	検挙件数	1	4	1	3	0	0	2	0	2	0	-2	-100.0
	検挙人員	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	-1	-100.0
その他 特別法犯	検挙件数	39	26	26	21	11	11	13	23	11	23	+12	+109.1
	検挙人員	35	18	21	16	11	5	8	16	9	17	+8	+88.9

3 問題点・今後の課題等

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 未解決重要事件の検挙の推進

未解決重要事件の被疑者検挙に向け、捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の捜査の科学化を一層深化させる必要がある。

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

盗品捜査等を推進して被疑者の割り出しに努めるとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、重要窃盗犯検挙を推進する必要がある。

(2) 特殊詐欺を始めとした知能犯罪等の徹底検挙

ア 被害の認知時には、被害金の交付形態に応じて、積極的なだまされた振り作戦による受け子等の検挙を徹底するとともに、送付型事案では、被害金送付先の搜索差押えを推進する必要がある。

イ 検挙した被疑者の供述や押収資料の分析、警察全部門における情報収集を徹底し、警察の総合力を発揮して犯行グループの実態を解明の上、犯行拠点や組織中枢を摘発する必要がある。

ウ 犯行グループを弱体化させるため、携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求め及び各種解約依頼等を迅速・確実に行い、その無力化措置を徹底する。

また、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、携帯電話事業者に役務提供及び改番を拒否するよう働き掛ける必要がある。

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に対する取締り及び警戒活動の徹底、暴力団対策法^(注)の活用等を通じて、両団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を更に強力に推進する必要がある。

(注) 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

重点推進事項の検証

1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

重要犯罪の検挙率は、平成17年以降70%を超え、全国平均を上回っている。

罪種別の検挙率は、殺人80%、強盗88.9%、放火100%、強姦80%、略取誘拐・人身売買100%、強制わいせつ105.9%であった。

平成28年中の検挙事例

- 金沢市桜町地内におけるタクシー強盗事件（4月検挙：金沢中警察署）
無職の男(31)は、乗車していたタクシーの男性運転手(62)に対し、ショベルを突きつけて脅迫し、現金を強取した。
- 金沢市長土堀地内一般民家における強盗致傷事件（5月検挙：金沢東警察署）
無職の男(74)は、一般民家に侵入したところ、家人の男性(30)と出くわしたため、台所から包丁を持ち出して脅迫し、現金を強取した際、家人に傷害を負わせた。
- 金沢城公園女子トイレ内における強盗未遂事件（5月検挙：金沢中警察署）
無職の男(31)は、金沢城公園女子トイレ内において女性(62)を脅迫し、首を掴んで金品を強取しようとしたが、女性が逃げだしたため、その目的を遂げなかった。
- 無職男性による自宅に対する非現住建造物等放火事件（5月検挙：小松警察署）
無職の男(36)は、夫婦間トラブルから自暴自棄になり、ライターで紙等に火をつけて自宅に放火した。
- 七尾市内のホームセンターにおける無職男性による持凶器強盗未遂事件（8月検挙：七尾警察署）
無職の男(25)は、ホームセンターで女性店員(30)にナイフを突きつけ、金品を強取しようとしたが、女性店員に諫められ、その目的を遂げなかった。
- 野々市市内のパチンコ店駐車場における殺人未遂事件（11月検挙：白山警察署）
無職の男(47)は、パチンコ店駐車場において、同店でアルバイト中の女性(19)をやにわに包丁で切りつけるなどして殺害しようとした。
- 白山市田中町地内ホテルにおける殺人事件（11月検挙：白山警察署）
会社員の男(30)は、ホテル内で女性(22)とトラブルになったことから殺意を抱き、同女を包丁で突き刺し殺害した。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

重要窃盗犯の検挙率は69.0%で、全国平均を上回っている。また、住宅を対象とした重要窃盗犯の検挙率は、空き巣64.0%、忍込み98.9%、居空き100%であった。

【住宅対象重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
空き巣(注1)	検挙率(%)	63.0	96.0	64.6	45.3	39.8	54.2	59.7	71.1	78.6	64.0
	検挙件数(件)	306	289	212	189	135	156	187	236	232	130
	検挙人員(人)	31	19	25	23	31	21	28	33	24	28
忍込み(注2)	検挙率(%)	70.6	62.1	42.8	24.4	30.4	70.6	12.8	26.8	35.4	98.9
	検挙件数(件)	228	118	80	30	45	60	20	34	62	182
	検挙人員(人)	8	7	6	5	2	5	6	6	4	6
居空き(注3)	検挙率(%)	30.0	44.4	52.9	66.7	26.3	34.8	21.1	52.9	57.1	100.0
	検挙件数(件)	12	12	9	16	5	8	4	9	8	12
	検挙人員(人)	3	4	3	9	1	4	2	2	2	4
重要窃盗犯 石川県	検挙率(%)	69.8	67.0	48.1	37.0	48.2	62.7	48.7	57.2	59.0	69.0
	検挙件数(件)	1,053	728	536	407	503	560	458	601	604	532
	検挙人員(人)	127	86	99	92	114	121	107	134	132	143
重要窃盗犯 全 国	検挙率(%)	51.4	53.6	50.9	47.8	48.1	50.0	47.4	51.5	52.6	54.6

注1：空き巣とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

注2：忍込みとは、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

注3：居空きとは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているすきに住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

平成28年中の検挙事例

- 建築業の男らによる窃盗（空き巣）事件（4月検挙：白山警察署）
建築業の男（38）ら2人は、一般民家に侵入して金品を窃取する空き巣を繰り返した。
- 職業的窃盗常習者による七尾市内における窃盗（自動車盗）事件（5月検挙：七尾警察署）
機械修理業の男（56）は、七尾市内において油圧ショベルを窃取した。
- 職業的窃盗常習者による金沢市内の一般民家における窃盗（居空き）事件（7月検挙：金沢西警察署）
無職の男（53）は、金沢市内の一般民家に侵入し、金品を窃取する居空きを繰り返した。
- 会社員の男による金沢市内の一般民家における窃盗（忍込み）事件（8月検挙：金沢東警察署、金沢中警察署）
会社員の男（34）は、金沢市内の一般民家に侵入し、金品を窃取する忍込みを繰り返した。
- 鍛冶工の男らによる金沢市内及び近郊における連続窃盗（忍込み）事件（9月検挙：

金沢西警察署)

鍛冶工の男(21)ら2人は、一般民家に侵入し、金品を窃取する忍込みを繰り返した。

- 契約社員の男による加賀市内の旅館における窃盗(旅館荒し)事件(9月検挙:大聖寺警察署)

契約社員の男(26)は、加賀市内の旅館の客室に侵入し、金品を窃取する旅館荒しを繰り返した。

- 無職の男による金沢市内の一般民家における窃盗(居空き)事件(9月検挙:金沢中警察署)

無職の男(50)は、金沢市内の一般民家に侵入し、金品を窃取した。

- 無職の男による金沢市内における窃盗未遂(倉庫荒し)事件(9月検挙:金沢中警察署)

無職の男(85)は、金沢市内の車庫内に侵入し、金品を窃取しようとしたが、家人に発見されたため、その目的を遂げなかった。

- 派遣社員の男による七尾市内における窃盗(ひったくり)事件(10月検挙:七尾警察署)

派遣社員の男(30)は、七尾市内の歩道上を通行中の高齢女性(72)が持っていた黒色手提げ鞆をひったくり窃取した。

- 無職の男らによる小松市内における窃盗(自動車盗)事件(12月検挙:金沢西警察署)
無職の男(71)らは、小松市内の空き地に駐車中の普通貨物自動車を窃取した。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保と被疑者を検挙するための捜査訓練等を反復実施して、練度向上に努めた。

(2) 今後の課題

ア 未解決重要事件の検挙の推進

- 金沢市久安地内アパートにおける独身男性殺人事件
(平成20年6月30日捜査本部設置:捜査第一課・金沢中警察署)
- ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件
(平成22年11月3日捜査本部設置:捜査第一課・大聖寺警察署)

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等により、被疑者の早期割り出し等を推進する必要がある。

2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺対策の推進

平成16年をピークに減少傾向にあった特殊詐欺の認知件数は、平成23年から増加に転じ、平成27年には被害総額が過去最悪となったが、平成28年中の被害は比べ8件、約1億1,460万円減少し、142件、約3億7,760万円の被害となった。

【特殊詐欺認知状況の推移】

区分	年別		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
			件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	件数	13	18	3	5(1)	9	9(1)	4	18(3)	42(6)	38(7)	-4	-9.5
		被害額	2,346	4,558	860	161	1,098	1,564	800	5,927	13,290	7,279	-6,011	-45.2
	架空請求詐欺	件数	30	52	36(8)	27(1)	11	18(2)	22(1)	50(1)	57(5)	55(9)	-2	-3.5
		被害額	2,108	3,845	3,136	2,939	916	3,869	9,168	23,666	15,636	22,445	+6,809	+43.5
	融資保証金詐欺	件数	50	52	11	3	10	8	9	9	1	6	+5	+500.0
		被害額	4,793	3,569	531	27	1,205	853	871	1,607	80	395	+315	+393.8
	還付金等詐欺	件数	9	40(2)			8	2	3	4	29	38(1)	+9	+31.0
		被害額	789	3,788			622	131	499	342	1,930	3,560	+1,630	+84.5
	小計	件数	102	162(2)	50(8)	35(2)	38	37(3)	38(1)	81(4)	129(11)	137(17)	+8	+6.2
		被害額	10,036	15,760	4,527	3,127	3,841	6,417	11,338	31,542	30,936	33,679	+2,743	+8.9
	振り込み詐欺類似詐欺	件数					14,090	25(2)	37(2)	14(1)	21	5	-16	-76.2
		被害額					14,090	17,291	20,422	7,791	18,282	4,076	-14,206	-77.7
合計	件数	102	162(2)	50(8)	35(2)	47	62(5)	75(3)	95(5)	150(11)	142(17)	-8	-5.3	
	被害額	10,036	15,760	4,527	3,127	17,931	23,708	31,760	39,333	49,218	37,756	-11,462	-23.3	

注1：() は、未遂の件数で内数。被害額単位：万円

注2：被害額は、四捨五入のため、被害額を合算しても小計及び合計とは一致しない。

注3：特殊詐欺等検挙状況は27頁の表を参照

平成28年中の検挙事例

- 金の取引名義貸しに絡む財産保全名下の特殊詐欺事件（3月検挙：津幡警察署）
無職の男(31)は、金の取引に関する名義貸しに絡むトラブル解消名下に、高齢女性から現金1,600万円をだまし取った。
- NPO法人をかたる補助金受給名下の架空請求詐欺未遂事件（6月検挙：金沢中警察署）
会社員の男(27)は、NPO法人職員等をかたり、補助金を受け取るためには実績が必要等として、高齢女性から現金200万円をだまし取ろうとした。
- だまされた振り作戦への捜査協力名下の特殊詐欺事件（6月検挙：津幡警察署）
無職の男(27)は、警察官等をかたり、だまされた振り作戦への捜査協力名下に、高齢女性から現金100万円をだまし取った。
- 警察官等をかたるキャッシュカード詐欺未遂事件（7月検挙：金沢中警察署）
無職の男(27)は、百貨店職員及び警察官等をかたり、キャッシュカードの再発行名下に、高齢女性からキャッシュカードをだまし取ろうとした。
- 紛争解決名下の現金送付型特殊詐欺未遂事件（8月検挙：白山警察署）
無職の男(41)は、株購入に絡むトラブル解決名下に、高齢女性から現金200万円をだまし取ろうとした。
- 息子をかたるオレオレ詐欺未遂事件（8月検挙：金沢東警察署）
無職の男性(20)は、息子を装い、紛失した鞆に会社の重要な書類や現金等が入っていたとして、高齢女性から現金500万円をだまし取ろうとした。
- トラブル解決名下の現金送付型特殊詐欺未遂事件（8月検挙：金沢西警察署）
無職の男(28)は、会社上場に絡むトラブル解決名下に、高齢女性から現金800万円をだまし取ろうとした。

- 息子をかたるオレオレ詐欺未遂事件（9月検挙：白山警察署）
社員の男(25)は、息子を装い、鞆遺失に絡むトラブル解決名下に、高齢男性から現金200万円をだまし取ろうとした。
- 孫をかたるオレオレ詐欺未遂事件（10月検挙：大聖寺警察署）
無職の男(17)は、孫を装い、浄水器販売に絡む会社への損失補填名下に、高齢女性から現金320万円をだまし取ろうとした。

イ 政治的・構造的不正の追及の強化

参議院議員通常選挙において、警察本部及び警察署に選挙違反取締本部を設置し、組織的な取締りを推進するとともに、捜査員に対し、選挙情報の収集及び集約について指示・教養をした。

また、政治・行政・経済をめぐる構造的な不正事案に対する捜査を実施した。

平成28年中の検挙事例

- 無職男性による遺族厚生年金不正受給事件（3月検挙：金沢中警察署）
無職の男(67)は、遺族厚生年金を受給していた実母が死亡したにもかかわらず、実母が生存しているように装い、遺族厚生年金合計約950万円を不正に受給した。
- 特定非営利法人による地域生活支援給付費不正受給事件（5月検挙：金沢中警察署）
特定非営利法人の事務長(62)は、同法人が障害者支援のために運営する施設において、実際には利用していない障害者が同施設を利用したとする虚偽の請求書を市役所に提出して、地域生活支援給付費合計約1,000万円を不正に受給した。

(2) 今後の課題

ア 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺の撲滅に向け、犯行グループ等を検挙するための基礎捜査を徹底するとともに、だまされた振り作戦による現場検挙、突き上げ捜査等を推進する必要がある。

また、新たな手口に対する取締り・予防活動や、官民一体となった予防・検挙活動及び被害者層に応じた効果的な広報啓発活動を更に推進する必要がある。

イ 政治的・構造的不正の追及の強化

情報収集の徹底のほか、警察官の大量退職に伴うベテラン捜査員の減少に対処するため、捜査手法の伝承等による若手捜査員の早期戦力化等、知能犯捜査力の底上げを図る必要がある。

3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進

暴力団組長らによるホテル利用権詐欺事件等を検挙した。また、金沢市幹部職員に対する行政対象暴力排除講習の実施や、金沢市内の繁華街（金沢駅前地区及び金沢市片町・香林坊地区）における暴力団資金源活動の実態解明のための調査を実施するなど、暴力団排除活動を推進した。

平成28年中の検挙事例

- 暴力団構成員らによる賃借権詐欺事件（2月：七尾警察署）
六代目山口組傘下組織組員（53）ら2人は、建物賃借契約書に規定の暴力団排除条項

により暴力団組員の入居が禁止されているマンション一室の賃貸借契約を不正に締結させた。

- 暴力団組長らによるホテル利用権詐欺事件（6月：金沢中警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織組長（32）ら3人は、宿泊約款等に規定の暴力団排除条項により暴力団組員の利用を拒否している金沢市片町地区のホテルに、暴力団組員であることを秘して宿泊した。
- 暴力団幹部による傷害事件（7月：金沢中警察署）
六代目山口組傘下組織幹部（46）は、金沢市内のビルの非常階段において、被害者の顔を殴打する暴行を加え、傷害を負わせた。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

薬物事犯の検挙人員は91人で、前年に比べ10人（12.3%）増加した。このうち大麻事犯の検挙人員は16人で、前年に比べ10人増加した。

全薬物事犯の検挙人員の約8割が覚醒剤事犯によるものであり、依然として、覚醒剤の蔓延がうかがえる。

【薬物事犯の検挙状況の推移】

罪種別	年別		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
													件(人数)	率(%)
総数	検挙件数		77	83	75	77	83	76	107	111	119	153	+34	+28.6
	検挙人員		55	57	58	53	56	61	71	81	81	91	+10	+12.3
覚醒剤	検挙件数		48	47	57	60	75	51	92	95	88	114	+26	+29.5
	検挙人員		36	34	47	44	53	43	63	68	65	72	+7	+10.8
大麻	検挙件数		26	24	15	12	6	18	12	7	11	26	+15	+136.4
	検挙人員		17	19	9	7	2	16	7	6	6	16	+10	+166.7
麻薬等	検挙件数		3	12	3	5	2	7	3	4	10	9	-1	-10.0
	検挙人員		2	4	2	2	1	2	1	3	6	3	-3	-50.0
指定薬物	検挙件数									5	10	4	-6	-60.0
	検挙人員									4	4	0	-4	-100.0

平成28年中の検挙事例

- 県女性職員らによる麻薬及び向精神薬取締法違反、医薬品医療機器法^(注)違反事件（2月検挙：金沢中警察署）
県職員の女（32）ら2人は、麻薬及び指定薬物を使用した。
(注) 医薬品医療機器法とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」をいう。
- 団体職員による大麻取締法違反事件（2月検挙：珠洲警察署）
団体職員の男（52）は、自宅において自己使用の目的で大麻を栽培・所持した。
- 覚醒剤密売人らによる組織的覚醒剤密売事件（5月検挙：白山警察署、組織犯罪対策課）
覚醒剤密売人の男（50）らは、無職の男（42）ら多数の顧客に対して覚醒剤を密売した。
- アメリカからの航空郵便を利用した危険ドラッグ（指定薬物）密輸入事件（10月検挙：金沢中警察署、組織犯罪対策課、大阪税関）
会社役員の男（60）は、自己使用の目的でアメリカから航空郵便を利用して危険ドラッグ（指定薬物）を密輸入した。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

銃器事犯の検挙人員はなく、前年に比べ3人減少した。

拳銃押収丁数は旧軍用拳銃等3丁で、前年に比べ2丁減少した。

エ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人^(注)犯罪の検挙人員は28人で、前年に比べ11人(28.2%)減少した。

(注) 来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住権を有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件(人数)	率(%)
総数	検挙件数	225	95	63	41	48	68	62	76	135	68	-67	-49.6
	検挙人員	69	74	61	40	46	20	27	39	39	28	-11	-28.2
刑法犯	検挙件数	180	47	41	19	35	32	42	55	121	56	-65	-53.7
	検挙人員	26	38	39	25	36	15	15	26	21	20	-1	-4.8
特別法犯	検挙件数	45	48	22	22	13	36	20	21	14	12	-2	-14.3
	検挙人員	43	36	22	15	10	5	12	13	18	8	-10	-55.6

平成28年中の検挙事例

- 外国人デリバリーヘルスにおける不法就労助長事件(2月検挙:金沢西警察署、組織犯罪対策課)
 デリバリーヘルスを経営する日本人の男(51)ら5人は、短期滞在で入国させたタイ人の女(25)らを雇用し、同デリバリーヘルスで稼働させた。
- 金沢市内における中国人の女による風営法違反(禁止区域における店舗型性風俗特殊営業)事件(5月検挙:金沢東警察署、組織犯罪対策課)
 金沢市内でマッサージ店を経営する中国人の女(48)は、同店所在地が店舗型性風俗特殊営業の禁止区域であるにもかかわらず、不特定の男性客に性的サービスを提供した。
- ベトナム人による偽造在留カード收受事件(10月検挙:津幡警察署、金沢西警察署、小松警察署、組織犯罪対策課、捜査第一課)
 無職のベトナム人の男(26)は、日本国内で稼働するために在留カードの偽造を依頼し、自宅に配達させて偽造在留カードを受け取った。

(2) 今後の課題

- ア 不透明化する暴力団組織やその関係企業等の実態解明、多様化する資金獲得犯罪の検挙、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を推進するとともに、暴力団対策法及び暴力団排除条例を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を推進する必要がある。
- イ 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用対策のため、関係機関と連携の上、各種法令を駆使した取締りと積極的な広報啓発活動を推進する必要がある。
- ウ 犯罪のグローバル化に対応するため、情報の収集・分析等による実態解明及び取締りを行うとともに、関係機関と連携の上、各種制度やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進する必要がある。

4 捜査力の強化

(1) 推進状況

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 現場鑑識活動による客観証拠資料の採取状況

現場指掌紋採取件数は2,816件で、前年に比べ226件減少し、現場指掌紋による

確認件数^(注)は321件で、前年に比べ34件減少した。

(注)確認件数とは、犯罪現場等から採取した指掌紋が被疑者に符合した事件数をいう。

【現場指掌紋採取の推移】

	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減
採取件数	2,812	3,681	4,144	2,560	2,943	3,181	2,958	2,839	3,042	2,816	-226件 -7.4%
確認件数	158	119	201	172	265	286	320	333	355	321	-34件 -9.6%

(イ) 鑑識活動による検挙事件等

- コンビニ強盗事件～鑑識資料等からの被疑者の割り出し（金沢東警察署）
- 偽装結婚事件（電磁的公正証書原本不実記録等）～鑑識資料からの被疑者の割り出し（白山警察署）
- 自動車盗事件～鑑識資料からの被疑者の割り出し（金沢中警察署）
- 現住建造物等放火事件～鑑識資料からの被疑者の割り出し（金沢中警察署）
- 住宅強盗事件～鑑識資料からの被疑者の割り出し（金沢東警察署）

(ウ) 取組事例

- 鑑識部門の人的基盤強化のための「次世代鑑識専務員育成制度(ネクスト)」の実施
- 各種専科生、刑事実戦塾生、新任捜査員、初任科生等に対する実戦的鑑識教養の実施
- 鑑識課長、科学捜査研究所長、鑑識伝承教養官等による巡回指導及び機動鑑識班による交番・駐在所員に対する出前教養の実施
- 鑑識業務研究発表会の実施
- 似顔絵捜査官の講義を取り入れた捜査用似顔絵講習会の実施
- 侵入盗現場への積極的な囑託警察犬の派遣



【鑑識業務研究発表会の開催状況】

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するために、捜査を科学的に支援する体制を強化し、迅速かつ効果的な鑑定等を推進するとともに、巡回教養、刑事実戦塾の開催等により、科学捜査の積極的活用を図った。

ウ 取調べの録音・録画を始めとする取調べの高度化・適正化の推進

対象事件について、原則として取調べの全過程の録音・録画を試行実施しているが、適正な実施に資するため、警察署における録音・録画指導員を指定したほか、警察署に対する実践的巡回教養等を実施した。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

犯罪手口等各種登録データ・犯罪関連情報を総合的に分析した被疑者割り出しや地理的プロファイリングによる拠点推定、次回犯行警戒エリア・路線等の各種捜査情報を提供するなどの捜査支援を推進した。

また、各種捜査関係基礎資料を捜査情報システムに反映させるとともに、捜査員対象の研修会の開催等を通じて、効果的な活用について指導教養を実施した。

オ 科学捜査の積極的推進とデータベースの活用

科学捜査研究所における鑑定資料数は、法医が2,011件で前年に比べ1,071件減少、化学が1,585件で前年に比べ114件増加、物理が405件で前年に比べ212件増加、心理が22件で前年に比べ10件増加、文書が39件で前年に比べ95件減少した。

そのうち法医部門におけるDNA型鑑定資料数は1,447件で、前年に比べ1,546件減少した。

DNA型データベースについては、積極的な登録や照会によって、検挙した被疑者の余罪捜査や、遺留DNA型記録からの被疑者割り出し等に貢献した。

【法医、理化学鑑定実施状況の推移】

区分	年別										
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減
法医鑑定資料数	2,581	4,441	6,710	3,911	5,297	4,266	3,909	2,879	3,082	2,011	-1071
化学鑑定資料数	1,712	2,286	1,730	1,283	966	1,753	1,491	1,757	1,471	1,585	+114
物理鑑定資料数	161	303	150	117	62	184	75	539	193	405	+212
心理鑑定資料数	18	3	14	12	22	31	28	37	12	22	+10
文書鑑定資料数	436	837	278	249	221	139	91	62	134	39	-95
計	4,908	7,870	8,882	5,572	6,568	6,373	5,594	5,274	4,892	4,062	-830

【DNA型鑑定実施状況の推移】

区分	年別										
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減
DNA型鑑定実施件数	213	272	356	298	282	207	201	398	420	274	-146
DNA型鑑定資料数	868	1,613	1,779	1,577	3,223	2,654	1,482	3,361	2,993	1,447	-1,546
DNA型データベース登録件数	158	183	295	368	1,020	1,328	819	1,269	1,590	1,629	+39

カ 適正な検視業務の徹底

検視官の臨場率は97.3%で、前年同期に比べ1.8ポイント増加し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、死因究明のため、各警察署の検視担当者等に対する巡回教養、画像(CT)検査、薬物検査キット等の積極的な活用を推進した。

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分	年別										
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	前年比
県下の死体取扱数	1,179	1,302	1,267	1,362	1,351	1,360	1,304	1,253	1,280	1,235	-45
検視官死体取扱数	191	185	466	759	1,072	1,128	1,116	1,123	1,222	1,202	-20
臨場率	16.2%	14.2%	36.8%	55.7%	79.3%	82.9%	85.6%	89.6%	95.5%	97.3%	+1.8

(2) 今後の課題

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 客観証拠を重視した捜査の確立

裁判員裁判制度の導入や国民意識の変化等により、客観証拠に基づく立証がますます重要となっており、十分な現場臨場体制と鑑定体制の確立、採取技術の向上に資するため、

- 鑑識専務員及び鑑識専務代行員の技術の向上
- 「次世代鑑識専務員育成制度」による将来の若手鑑識専務員の育成及び有能な人材の鑑識部門への登用

- 現場指掌紋の確認件数及び確認率の向上
- DNA型鑑定資料の採取及びDNA型登録の推進
- 最新機材等に関する周知と積極的な活用

の各取組を推進する必要がある。

(イ) 採取資料の適正な保管・管理の徹底

犯罪現場から採取した資料は、紛失・滅失・混同の防止に配慮するなど、引き続き適正な保管管理を徹底する必要がある。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

近年の複雑かつ多様化する犯罪に対応するため、防犯カメラ等の映像や犯罪現場に残された微細・微量な捜査資料の迅速かつ正確な収集・分析、鑑定に必要な各種資機材の整備・習熟、捜査資料の的確な活用に努める必要がある。

ウ 取調べの録音・録画を始めとする取調べの高度化・適正化の推進

新たな刑事司法制度等へ対応するため、引き続き取調べの録音・録画の積極的な試行に取り組むほか、「取調べの教本」等を活用した教養を推進し、取調べの高度化を図る必要がある。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

プロファイリング技術の高度化、捜査情報システムの活用を一層推進するとともに、情報分析担当者の能力向上や捜査員への教養等による人的基盤の強化を図る必要がある。

オ 科学捜査の積極的推進とデータベースの活用

客観証拠が重視される中、DNA型鑑定が犯罪捜査で更に威力を発揮するよう、量から質への転換を図り、迅速かつ効果的な鑑定を行う必要がある。

カ 適正な検視業務の推進

検視官が適切に検視現場へ臨場するとともに、警察署検視担当者の実務能力の向上に向けた取組を継続する必要がある。

重点目標5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現 (交通部)

[重点目標の設定趣旨]

「第9次石川県交通安全計画」に基づく総合的な交通事故抑止対策を推進した結果、平成27年の交通事故発生件数及び負傷者数は、平成18年以降10年連続で減少するとともに、発生件数は、昭和42年以来48年ぶりに4,000件を下回った。

また、平成27年の死傷者数は4,538人で、同計画に掲げられている「平成27年までに年間の死傷者数を5,600人以下」の目標を3年連続で達成した。

交通事故死者数については、平成26年に引き続き「交通事故死者数過去最少を目指して」をキャッチフレーズに各種交通死亡事故抑止対策を推進したが、過去最少を記録した平成23年及び24年の死者数を上回ったほか、依然として死者数全体に占める高齢者の割合が高いなど、厳しい情勢にある。

このような情勢に対処するには、高齢者に重点を置いた参加・体験・実践型交通安全教育による交通安全思想の普及を始め、多角的な交通事故分析に基づく交通指導取締り、街頭活動の推進等、先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を一層強力に推進するほか、平成28年度に新たに定められた「第10次石川県交通安全計画」に基づいた交通安全対策を強力に推進する必要がある。

また、北陸新幹線金沢開業による交通流の変化等に即した交通渋滞緩和対策を推進するほか、交通ルールの遵守及び交通マナーアップの呼び掛けによる交通安全意識の高揚を図るとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全活動を推進し、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を強化するとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全活動を推進し、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する。

2 成果

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成18年以降11年連続で減少した。

交通事故死者数は、統計が残る昭和31年以降初めて月間ゼロを9月に達成し、年間の死者数も2年連続で40人台を維持したが、前年に比べ2人増加した。

【交通事故発生件数・死傷者数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
													件(人数)	率(%)
発生件数(件)		8,532	7,438	6,769	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	-250	-6.6
死傷者数(人)		11,908	9,289	8,343	7,710	7,287	6,721	6,186	5,599	4,901	4,538	4,198	-340	-7.5
死者数(人)		183	59	56	54	64	44	44	61	55	46	48	+2	+4.3
負傷者数(人)		11,725	9,230	8,287	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	-342	-7.6

注：昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

3 問題点・今後の課題等

交通事故死者数は、平成23年及び24年以降、過去最少を更新しておらず、「第10次石

川県交通安全計画」に掲げられた「平成32年までに年間の交通事故死者数を40人以下」の目標を達成するには、これまで以上に県民の交通死亡事故抑止の気運を盛り上げ、各種交通安全対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 交通事故防止対策等の推進

(1) 推進状況

ア 交通事故分析の高度化及び分析の成果を活用した緻密な交通安全対策の推進

G I S^(注)等を活用して、過去の交通事故発生状況を詳細かつ具体的に分析し、パトカー、白バイ等による「見える・見せる」街頭活動等、地域の交通実態に即した各種交通安全対策を推進した。

また、11月から年末まで「交通死亡事故抑止60日作戦」を実施し、自治体、関係機関・団体等と連携して街頭活動等、各種交通事故抑止対策を強化した。

(注) G I S (Geographic Information System) とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

平成28年中の交通死亡事故の主な特徴

- 車両単独の事故が多い 18人(前年比+8人 構成率37.5%)
- 高齢者(65歳以上)の死者の割合が高い 28人(前年比-5人 構成率58.3%)
- 中学生以上の子供、若者(16~24歳)の死者が増加
6人(前年比+5人 構成率12.5%)

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進

サイクルシミュレーター等各種教育用機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、家庭訪問や病院でのキャンペーン等を通じて、歩行者の靴等への反射材貼付を始めとする各種啓発活動を推進したほか、関係機関・団体等と連携し、交通事故に遭うおそれのある高齢者を発見した場合における保護・誘導等の「呼び掛ける」活動を推進した。

【高齢者の交通事故死者数等の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	人数	率(%)
交通事故死者数(人)	59	56	54	64	44	44	61	55	46	48	+2	+4.3
高齢者の交通事故死者数(人)	34	32	21	40	25	32	34	35	33	28	-5	-15.2
交通事故死者数全体に占める 高齢者の割合[県内](%)	57.6	57.1	38.9	62.5	56.8	72.7	55.7	63.6	71.7	58.3	-	
交通事故死者数全体に占める 高齢者の割合[全国](%)	47.4	48.4	49.9	50.3	49.1	51.3	52.7	53.3	54.6	54.8	-	

ウ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

- (ア) 道路管理者等と連携し、ネットワーク性と安全性を確保した自転車の走行空間を整備するなど自転車通行環境の確立を推進した。
- (イ) 学校、教育委員会等と連携し、自転車ルール・マナー検定、スタントマン等を活用した交通安全教室、高校生交通安全フォーラム等を通じて、自転車の交通ル

ールの周知に努めたほか、児童及びその保護者はもとより、広く自転車利用者へヘルメット着用を促すなどの交通安全教育を推進した。

- (ウ) 関係機関・団体等と連携し、子供及び高齢者の自転車大会を開催したほか、自転車運転者講習制度や自転車運転中におけるスマートフォン等使用の危険性を周知するなど、自転車の安全利用促進のための広報啓発活動を推進した。
- (エ) 毎月10、20、30日を自転車街頭指導の強化日に指定し、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、悪質、危険な違反者に対する指導警告活動を推進した。

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	1,196	1,159	1,028	905	737	660	576	562	473	475	+2	+0.4
死者数(人)	3	9	8	10	5	5	8	8	6	9	+3	+50.0
負傷者数(人)	1,208	1,162	1,030	902	736	659	568	558	466	464	-2	-0.4

【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

年別											増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
指導警告件数	32,912	29,306	27,310	22,739	18,917	20,504	12,047	6,387	5,163	4,364	-799	-15.5

エ 交通安全教育等の推進

- (ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進
 - 幼児に対しては、幼稚園・保育所等と連携・協力を図りながら、視聴覚教材を活用するなど、基本的な技能及び知識の習得が進むように努めた。
また、児童に対しては、小学校等と連携を図りながら、交通の状況に応じて、危険を予測・回避する能力を高めるための交通安全教育等を推進した。
 - 運転者に対しては、歩行者等に対する保護意識を高めるため、その特性について理解を深める交通安全教育を実施した。
 - 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策として、「ライトアップいしかわ運動」を推進し、「早めのライト点灯とこまめな切替え」について普及促進に努めたほか、10月には関係機関・団体と連携して「歩行者事故防止運動」を展開し、交通安全意識の高揚に努めた。
 - 歩行中におけるスマートフォン等使用の危険性や迷惑性を周知するなど、歩行マナーの向上に努めた。
- (イ) 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立

飲酒運転の危険性等を周知する交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、「石川版ハンドルキーパー運動^(注)」の普及活動等、飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の確立を図った。

(注)石川版ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間と飲食店等に行く場合に、飲酒しない人(ハンドルキーパー)を決め、同人が飲酒した仲間を安全に自宅や最寄りの駅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動をいう(平成19年4月から実施)。
- (ウ) 被害軽減対策の推進

全座席のシートベルトの着用が徹底されるよう、関係団体・事業所に協力依頼したほか、交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。
- (エ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、交通安全教育を適切に行うことのできる指導者の育成及び関係団体等の活動への支援に努めた。

オ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

真に効果のある指導取締りを推進するため、「分析に基づく指導取締り方針の策定」「指導取締り方針に従った実行」「検証」「反映」といういわゆるPDCAサイクルに基づき、事故抑止効果の高い場所や時間帯に多くの警察力を投入して、交通事故に直結する違反に重点を置いた指導取締りを実施したほか、交通事故被害軽減効果が高いシートベルト及びチャイルドシートの使用義務違反に係る指導取締りを推進した。

【シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反取締り件数の推移】

違反種別	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
シートベルト	39,541	39,675	39,083	32,765	33,021	33,268	33,221	28,497	23,504	22,616	-888	-3.8%
うち後部座席				5	429	1,901	792	680	1,169	1,828	+659	+56.4
チャイルドシート	63	119	213	451	935	1,274	2,016	2,064	2,202	2,542	+340	+15.4

(イ) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の根絶に向け、飲酒の機会が多い時期に飲酒運転の取締り強化期間を設け、県下一斉の取締りを行うとともに、飲酒周辺三罪のほか、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪^(注)等を視野に入れた捜査を強化した。

【飲酒周辺三罪及びアルコール等影響発覚免脱罪の検挙状況の推移】

違反種別	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
車両等提供罪	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
酒類提供罪	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	±0	-
同乗罪	1	3	1	0	3	9	2	5	3	4	+1	+33.3
免脱罪								0	3	2	-1	-33.3

【飲酒運転者による交通事故の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	46	49	58	42	30	26	29	34	26	24	-2	-7.7
死者数(人)	2	0	4	3	2	0	0	1	1	2	+1	+100.0
負傷者数(人)	63	68	78	56	41	37	37	44	35	29	-6	-17.1

(注) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とは、アルコール等の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、追い飲みやアルコール等の濃度を減少させる行為をいう。

(ウ) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化

無免許運転に対する取締りに加え、車両提供者や同乗者等の周辺者に対する捜査を強化した。

カ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査及び適切な被害者支援の推進

(ア) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進

迅速・的確かつ組織的な捜査を徹底するとともに、客観的な証拠の収集を始めとする適正かつ緻密な捜査を推進した。

平成28年中の検挙事例

- 整骨院経営者と患者多数が共謀した保険金・詐欺未遂事件（1月：小松警察署、交通指導課）

整骨院経営者の男（45）は、交通事故で通院した患者に対し、治療日数を水増しして保険会社へ保険金を請求することを持ち掛け、同人と患者8人が共謀して、治療日数を水増しした診療明細を損保会社等に提出して保険金を請求し、だまし取った。

- 防犯カメラ映像等から被疑者を検挙した過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪事件（2月：金沢中警察署）

被疑者は、金沢市野町地内において、玉突きのみき逃げ軽傷事故を起こし、飲酒運転の発覚をおそれ逃走したもので、防犯カメラ映像や目撃情報から被疑者を逮捕し、事故発生から3時間後に飲酒検知した結果、規定量以上のアルコールを検知した。

その後、飲酒先、飲酒時間、飲酒量を特定し、アルコール発覚免脱罪を立証した。

- 無免許少年による危険運転致死傷罪事件（7月：羽咋警察署、交通指導課）

無免許の少年（19）は、窃取した普通貨物自動車を運転中、羽咋郡宝達志水町地内において、対面赤色信号の交差点を殊更に無視して進入したところ、左方交差道路から青色信号で進行してきた車両と衝突し、1名を死亡させ、2名に重軽傷を負わせた。

- 大手バス製造販売会社による道路運送車両法違反（無登録自動車運行）事件（10月：小松警察署、交通指導課）

県内の大手バス製造販売会社の社員の男（48）ら4名は、バス製造過程において必要な一般道路での試運転について、地方運輸局長の臨時運行許可を受けなければならないにもかかわらず、手続が簡易な回送運行許可で運行した。

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件数	率(%)
死亡	発生	2	0	1	1	4	0	1	1	0	0	±0	-
	検挙	2	0	1	1	4	0	1	1	0	0	±0	-
重傷	発生	3	6	4	6	7	7	7	3	5	3	-2	-40.0
	検挙	1	5	4	4	7	6	5	1	5	2	-3	-60.0
軽傷	発生	47	41	26	19	15	16	27	19	31	31	±0	-
	検挙	33	27	21	17	10	13	22	18	22	18	-4	-18.2
合計	発生	52	47	31	26	26	23	35	23	36	34	-2	-5.6
	検挙	36	32	26	22	21	19	28	20	27	20	-7	-25.9

(イ) 適切な被害者支援の推進

ひき逃げ事件、交通死亡事故等の捜査過程における被害者の二次的被害の防止を図るため、被害者や遺族に対する被害者連絡を適時、適切に実施した。

キ 総合的な暴走族等対策の推進

暴走族取締り体制を構築し、共同危険行為事件を検挙するなど、あらゆる法令を適用した取締りを徹底するとともに、関係機関・団体等と連携して、暴走族を始めとする無謀・暴走運転を許さない社会環境づくりに努めた。

ク 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進

(ア) 常習飲酒運転者対策の推進

関係機関等と連携し、アルコール依存症に対する相談先の教示等、常習飲酒運転者対策を推進したほか、飲酒取消講習（44回117人）及び停止処分者講習における飲酒学級（18回27人）を実施した。

(イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進

重大な交通事故を起こした運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、

違反登録に要する期間の短縮に努めたほか、運転免許の仮停止制度の積極的運用及び行政処分の長期未執行者に対する処分執行を推進した。

(ウ) 的確な臨時適性検査等の実施

認知症等、運転に支障を生じるおそれのある一定の病気等が疑われる者に対する臨時適性検査等を的確に実施した。

【行政処分執行状況の推移】

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件数	率(%)
取消処分 (件)	違反・事故	280	247	296	373	301	249	261	245	296	275	-21	-7.1
	一定の病気	5	11	15	9	9	26	29	65	86	108	+22	+25.6
	その他	18	15	11	9	4	4	1	8	5	7	+2	+40.0
停止処分 (件)	違反・事故	6,040	4,619	4,021	3,987	3,726	3,047	2,607	2,507	2,452	2,261	-191	-7.8
	一定の病気	4	13	9	14	11	16	23	43	80	92	+12	+15.0
	その他	19	11	15	12	21	14	7	6	7	15	+8	+114.3

注：「その他」は、点数制度によらない処分（道路外致死傷、危険性帯有、重大違反唆し等）をいう。

ケ 運転適性相談等の的確な実施

(ア) 運転適性相談の実施態勢の充実等

運転適性相談窓口を周知するため、運転免許の更新窓口等に案内広報を掲示したほか、県警ウェブサイトでも情報提供し、運転適性相談を的確に推進した。

(イ) プライバシー等に配慮した個別聴取の実施

症状申告及び運転適性相談者への対応時には、別室を利用するなどプライバシーの保護に配慮した個別聴取に努めた。

コ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進

(ア) 免許関係申請等の利便性の向上等

運転免許の自主返納手続の日曜受付を開始するなど申請者の利便性向上等を図ったほか、免許手続の簡素化、合理化に努めた。

(イ) 運転者教育の充実

更新時講習等において受講者の態様に応じた講習を実施したほか、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督に努めた。

(ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許証に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めた。

(エ) 県民負担の軽減に向けた取組の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性を確保しながら契約するなど県民負担の軽減や教本の内容の充実を図った。

(オ) 聴覚障害者に配慮した取組の推進

聴覚障害者が運転可能な車種等に関する制度について広報啓発に努めた。

サ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

交通関係団体及び交通関連事業者との連携と指導を強化し、交通の安全と円滑に資する活動を適正かつ積極的に実施した。

シ 改正道路交通法の円滑な施行に向けた準備作業及び関係諸対策の推進

改正道路交通法の施行に向け、関係機関等と連携し、改正内容について広報啓発活動を推進した。

(ア) 高齢運転者対策の推進

- 認知機能検査を適切に運用するため、検査状況を検証するとともに、運転適性に関する高齢運転者及びその家族からの問合せや相談等に対し、心情に配慮した対応に努めた。
 - 高齢運転者の安全運転を支援するため、実車や運転適性検査器等を用いた高齢者講習を実施した。
 - 高齢運転者に対して、指定自動車教習所で高齢者ドライビングスクールを実施するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、加齢に伴う身体機能の変化等の自覚を促し、交通安全意識の高揚を図った。
 - 自治体等に対し、免許証返納者への現行の支援施策の拡充、新たな支援施策等の要請等、総合的な高齢運転者支援施策を推進した。
- (イ) 準中型免許に係る広報の推進
準中型免許の新設に伴い、高等学校を所管する県教育委員会・県総務課及び各大学等に制度概要に関するリーフレットを配布するなど準中型免許制度の周知に努めた。
- (ウ) 貨物自動車に係る交通事故防止対策
安全運転管理者に対する法定講習等の機会を通じて、事業所等での貨物自動車運転者に対する安全運転管理の取組が推進されるように支援したほか、運送会社等の貨物自動車を有する事業所における運転者の交通安全教育を推進した。

(2) 今後の課題

交通死亡事故を抑止して安全な交通社会を実現するには、これまで以上に県民の交通死亡事故抑止の気運を盛り上げ、高齢運転者対策を含めた高齢者対策を強化するとともに、交通事故分析に基づく交通指導取締り、交通安全教育等の各種交通安全対策を一層強力に推進する必要がある。

2 安全で快適な交通環境の整備

(1) 推進状況

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の「社会資本整備重点計画^(注)」に基づき、交通安全施設等整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進し、老朽化した施設等の維持管理・更新等に努めた。

(注)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律で定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進、道路交通環境の更なる改善等

道路整備、地域開発等による交通事情の変化を的確に把握し、交通事故の発生状況を勘案した上で、地域住民や道路利用者の意見を踏まえ、最高速度、信号制御等の交通規制の見直しを実施した。

ウ 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進

「ゾーン30^(注)」を整備するとともに、その他の生活道路においても、一時停止規制、信号灯器のLED化等を推進したほか、通学路については、自治体、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携して、歩行者や自転車利用者の安全確保を図った。

(注)ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

【交通信号機の高度化と信号灯器LED化の推進】

年度別 区分	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
信号機総基数	2,206	2,230	2,257	2,274	2,290	2,312	2,326	2,338	2,351	2,359
うち LED化整備数	46	73	89	99	93	120	112	55	62	14
LED化整備総数	206	279	368	467	560	680	792	847	953	1,010
LED化率(%)	9.3	12.5	16.3	20.5	24.5	29.4	34.0	36.2	40.5	42.8

エ 高度道路交通システム（ITS^(注1)）の推進

交通管理のため、現場急行支援システム（FAST^(注2)）、公共車両優先システム（PTPS^(注3)）等を効果的に運用するとともに、システムの設定見直し及び車両感知器等の管理を徹底し、的確な交通情報の収集・提供を推進した。

(注1)ITS（Intelligent Transport Systems）とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

(注2)FAST（Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

(注3)PTPS（Public Transportation Priority Systems）とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るため、交通状況に応じた信号運用、交通規制の改善等のほか、エコドライブの広報啓発活動を推進した。

カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、駐車監視員による放置車両確認事務の適切かつ円滑な運用及び悪質な使用者に対する責任追及を行ったほか、関係機関・団体等と連携し、金沢駅周辺等における総合的な駐車対策を推進した。

【駐車違反取締り件数の推移】

年 別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
											件数	率(%)
駐車違反(件)	3,942	4,072	4,268	4,515	4,159	3,703	2,475	2,351	2,455	2,036	-419	-17.1

【放置違反金差押え滞納処分の推移】

年 度 別		平24		平25		平26		平27		平28	
件数(件)	人数(人)	17	8	8	7	6	6	2	2	6	6
金額(円)	延滞金(内数)(円)	336,600	(66,600)	184,100	(55,100)	129,100	(39,100)	38,100	(8,100)	152,100	(56,100)

キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

関係機関と緊密に連携し、緊急交通路の指定や緊急通行車両確認標章の交付等実践的訓練を実施した。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害時における安全で円滑な交通を確保するため、交通監視カメラ等の整備を推進した。

ク 高速道路における諸対策の推進

道路管理者と連携して、交通死亡事故等の発生地点や交通事故多発区間等の共同点検を行うなど交通危険箇所の安全対策を推進するとともに、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動や交通安全教育を推進した。

(2) 今後の課題

交通事故の発生状況、道路整備等の交通事情の変化を的確に把握し、地域住民等の理解及び道路管理者との連携の下、交通規制の見直し、自転車通行環境の整備、生活道路における安全対策、老朽化施設の更新を含めた交通安全施設の整備等を計画的に推進する必要がある。

重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進 (警備部)

[重点目標の設定趣旨]

我が国をめぐる国際情勢は、I S I L (いわゆる「イスラム国」)の台頭に伴い、国際テロ情勢に変容が見られる中、国外では、平成27年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件を始め、我が国の権益や邦人が標的となる事案等が発生しており、今後も邦人がテロ事件等に巻き込まれる可能性が懸念されるほか、国内においても、I S I L等の過激思想の影響を受けたローン・ウルフ型のテロや、平成27年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件と同様の事件が発生する可能性も否定できない。

一方、国内情勢については、原子力政策等の政権が進める諸施策や、各種社会問題に対し、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させ、これに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関、団体等に対するサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生するなど、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化している。

こうした厳しい情勢に加え、平成28年は我が国において主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)等が開催されることから、テロ等重大事案を防止するため、違法行為の取締りや関連情報の収集・分析、重要施設の警戒警備等の各種対策を推進していく必要がある。

また、近年、全国各地において地震や噴火、豪雨等による大規模災害が発生していることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き危機管理体制の再構築に向けた各種計画や関係規程の見直し等を図り、組織横断的な取組を行うとともに、実効性のある訓練や教養、自治体等関係機関・団体との連携強化等の各種対策を推進し、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

- (1) 多様化する脅威に的確に対応するため、テロ等につながる情報の収集・分析、原子力発電所等の重要施設に対する警戒警備、不特定多数の人が集まる大規模集客施設等のソフトターゲットへの対策等、テロの未然防止に向けた諸対策を推進したほか、各種部隊の実戦的訓練等を繰り返し実施し、事案対処能力の向上を図った。
- (2) 平成28年4月から9月までの間、主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)及び関係閣僚会合の開催に当たり、警察本部長を長とする警備対策委員会を設置するなど所要の体制を確立するとともに、県民の理解と協力を得ながら、全国警察と一体となった総合的な諸対策を推進して警備を完遂した。
- (3) 東日本大震災の教訓を踏まえ、「石川県警察大震災等警備計画」を改正するなど、危機管理体制の再構築を推進したほか、非常参集訓練を含む「石川県警察本部大震災

初動対応訓練」の実施や、自治体等の関係機関・団体等と連携した「石川県防災総合訓練」への参加等を通じ、自然災害等の発生時における初動態勢の確立や対処能力の向上を図った。

3 問題点・今後の課題等

- (1) 近年、世界各地でテロが発生するなど、我が国に対するテロの脅威が正に現実のものとなっている中、我が国では平成31年にラグビーワールドカップ大会が、その翌年には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定であり、これらの機会を狙った国際テロへの対策に万全を期す必要がある。
- (2) 重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威が深刻化していることから、民間事業者等と連携したサイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止を図るとともに、新たな情勢に対処するための対策を推進する必要がある。
- (3) 自然災害等の緊急事態に備え、今後も訓練結果の検証や組織横断的な検討を踏まえて各種計画を不断に見直していくほか、自治体等の関係機関・団体等と緊密に連携し、予想される災害を想定した実戦的訓練を繰り返し行って対処能力の更なる向上を図るなど、危機管理体制の充実強化に向けた諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 多様化する脅威への対応

(1) 推進状況

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

- (ア) 治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種警備実施や重要施設の警戒警備を徹底した。
- (イ) 北朝鮮による拉致容疑事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、捜査・調査を推進したほか、不法滞在関連事犯の取締りを推進した。

イ 官民一体となったテロの未然防止対策の推進

- (ア) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者や取扱いを行う学校等を個別に訪問し、管理強化の要請や不審情報の提供依頼等を行った。また、テロリストが利用する可能性がある旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に対し、本人確認の徹底を依頼するなど、官民が連携して爆弾テロ等違法行為の未然防止のための各種取組を推進した。
- (イ) 大規模集客施設やイベント等のソフトターゲットにつき、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するとともに、制服警察官やパトカー等による「見せる警戒」を実施するなど、テロの未然防止に向けた対策を推進した。
- (ウ) 深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、民間事業者等に対する個別訪問やサイバーテロ対策協議会を通じた情報提供等を実施するなど、官民の連携を強化し、サイバー攻撃による被害の未然防止及び事案発生時における対処能力の向上を図った。

ウ 精強な警備部隊による警戒警備の徹底

(ア) 厳しいテロ情勢を踏まえ、志賀原子力発電所や空港等の重要施設、JR金沢駅等の公共交通機関における警戒警備を強化したほか、テロ等の発生を想定した実戦的訓練を行い、事案対処能力の向上を図った。



(イ) また、金沢港、七尾港、小松空港及び能登空港において、危機管理コアメンバー

【空港におけるハイジャック事件対策訓練】

や保安委員会等の関係機関・団体等と連携し、ハイジャック事件やテロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を行うなど、各種部隊の練度向上を図った。

(2) 今後の課題

国内外の情勢を正確に把握するため、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種違法行為の取締りや重要施設の警戒警備、関係機関・団体等と連携した訓練等、テロ等の未然防止に向けた諸対策を推進し、多様化する脅威に的確に対応していく必要がある。

2 緊急事態対策の推進

(1) 推進状況

ア 災害に係る危機管理体制の充実強化

東日本大震災の反省・教訓を踏まえて策定した規程や各種計画につき、災害等の発生時に真に機能するよう、引き続き検証と必要な改善に努めるなど、危機管理体制の再構築を継続的に推進し、その充実強化を図った。

イ 関係機関等との緊密な連携による諸対策の推進

平素から自治体等の関係機関・団体と緊密に連携し、災害危険箇所等必要な情報の共有を図るとともに、共同訓練の実施や防災訓練等への参加を通じて連絡体制の確立に努めるなど、協力関係の強化に向けた諸対策を継続的に推進した。

ウ 緊急事態等における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、警察職員に対する指導教養を徹底し、危機管理意識の更なる醸成を図るとともに、初動態勢の確立に重点を置いた大震災初動対応訓練や被災地を想定した救助訓練、装備資機材の取扱習熟訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を繰り返し行い、対処能力の向上を図った。



【被災車両からの救助訓練】

(2) 今後の課題

ア 近年、全国各地において、地震や豪雨等による大規模な自然災害が発生しており、今後もその発生が懸念されることから、災害等の緊急事態への対応に万全を期すため、各種計画やマニュアル等を不断に見直していく必要がある。

イ 自治体等の関係機関・団体との連携を更に強化するとともに、警察職員に対する教養・訓練を繰り返し行い、危機意識の醸成及び対処能力の更なる向上を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進 (警務部)

[重点目標の設定趣旨]

厳しい治安情勢に加え、警察に対する県民の要望が多様化している中、第一線の職員が積極的かつ的確に職務に邁進するためには、戦略的な人員の再配置等により、限られた人員を効果的に運用するとともに、引き続き業務の合理化・効率化を推進し、活力ある組織を構築する必要がある。

一方、大量退職・大量採用が続く中、警察力を質的に強化するためには、真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の早期戦力化を図るほか、女性の力を一層活用する必要がある。

加えて、県民の信頼と協力を得るため、職員が高い士気と厳正な規律を保持し、適正な業務を推進することはもとより、適切に警察安全相談や苦情に対応するとともに、きめ細やかな被害者支援活動に努めるなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 治安情勢に的確に対応した警察力を充実強化する。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

2 成果

(1) 警察力の充実強化

人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事案対処能力の強化を図るべく、平成28年度は全国で地方警察官994人が増員され、このうち当県は9人が増員されたことから、捜査第一課に1人、捜査第二課に2人、公安課に3人、警察署に3人をそれぞれ増員配置した。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

複雑多岐にわたる警察安全相談に的確に対応するため、警察安全相談担当職員を対象とした研修会を実施したほか、関係機関との連携を強化するため、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催した。

また、自治体、民間団体等関係機関と連携したきめ細かな被害者支援活動を推進した。

3 問題点・今後の課題等

現下の治安情勢に的確に対処するためには、組織体制や装備等の警察力の充実強化はもとより、業務の合理化・実質化、高い規律と士気を保持するための職場環境づくり等、第一線の警察職員がその能力を最大限に発揮できる施策を推進する必要がある。

また、警察安全相談や苦情に適切に対応するとともに、犯罪被害者等に対するよりきめ細かな被害者支援活動を推進するなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 警察力の充実強化

(1) 推進状況

ア 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、更なる業務の合理化・実質化を推進したほか、第一線の職員がその執行力を最大限に発揮できるよう、戦略的な人員の再配置等により、限られた人員の効果的な運用に努めた。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

体験・体感型の就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を実施したほか、若手警察官60人を採用アドバイザー^(注)に指定し、採用募集活動を推進した。

また、SNSを利用した情報発信、北陸新幹線沿線及び首都圏主要大学への訪問活動、家族向け就職説明会等の取組を実施し、警察業務のやりがいや魅力について積極的な広報を実施した。

(注)採用アドバイザーとは、出身大学、高校等の恩師、就職担当者への働き掛けや、後輩への受験勧奨、就職説明会への参加を通じて採用募集活動を行う者をいう。

【採用試験受験状況の推移】

年別		平19	平20	特別募集	平21	平22	平23	特別募集	平24	平25	平26	平27	特別募集	平28
警察官A	受験者	397	403	114	474	556	476	134	387	337	276	311	51	279
	合格者	76	82	14	60	73	75	16	65	77	80	76	6	89
	合格倍率	5.2	4.9	8.1	7.9	7.6	6.3	8.4	6.0	4.4	3.5	4.1	8.5	3.1
警察官B	受験者	226	237	-	235	226	198	-	179	212	174	173	75	200
	合格者	25	27	-	22	23	27	-	27	43	34	46	8	37
	合格倍率	9	8.8	-	10.7	9.8	7.3	-	6.6	4.9	5.1	3.8	7.8	5.4
合計	受験者	623	640	114	709	782	674	134	566	549	450	484	113	479
	合格者	101	109	14	82	96	102	16	92	120	114	122	14	126
	合格倍率	6.2	5.9	8.1	8.6	8.1	6.6	8.4	6.2	4.6	3.9	4	8.1	3.8
採用者数		85	91	13	73	83	81	16	78	105	101	99	13	113

ウ 若手警察官の早期戦力化

実戦的総合訓練や技能指導官等による伝承教養を計画的に推進し、現場執行力の強化を図った。また、若手警察官の教養担当者を対象に、専門家による指導員研修会（コーチング等）等を開催し、指導力の向上を図った。

エ 幹部の指揮能力の向上

警察署当直主任による当直指揮訓練、昇任予定者の捜査実務研修、幹部職員の企業派遣研修、有識者による文化講座等を実施し、幹部としての資質の向上や指揮能力の向上を図った。

オ 女性の視点を一層反映させた警察活動の推進

女性職員の能力・実績に応じた人材登用を推進するとともに、女性用仮眠施設の整備や装備資機材の改良、仕事と育児の両立支援に向けた面談シートを作成するなど、女性が活躍できる環境の整備に向けた取組を推進した。

カ 警察施設の計画的整備

県民に最も身近な警察活動拠点である警察署、交番等の警察施設の計画的な整備充実を図った。

- 寺井警察署庁舎建設（平成30年度完成予定）
- 運転免許センター外壁改修（平成29年3月完成）
- 津幡警察署宇野気交番建設（平成29年3月完成）
- 小松警察署（仮称）白江長田交番建設（平成29年10月完成予定）

キ 車両・装備資機材の着実な装備充実

現場執行力の強化を図るため、対刃防護衣等の受傷事故防止用資機材やNBC等テロ対策用資機材を整備したほか、警察車両の更新整備を推進した。

ク 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

新たな情報セキュリティの脅威に関する情報収集に努め、適切な事前対応を図るとともに、社会情勢の変化に対応した情報セキュリティポリシーの改正を行い、職員の情報セキュリティ意識の向上に努めた。

また、健康管理システムや人事評価システムを始めとする各種情報管理システムの構築・改修等を行い、業務の更なる合理化・効率化を図った。

ケ 適性な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施や留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、実戦塾の開催やロールプレイング方式による訓練等実戦に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進した。

(2) 今後の課題

ア 現在の厳しい治安情勢や社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・実質化を推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の充実強化を図る必要がある。

イ 警察官募集活動を一層推進し、受験者の拡大と競争倍率の向上を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。

ウ 技能指導官等による伝承教養や実戦的総合訓練を推進するとともに、各部門における若手警察官の育成プログラムを効果的に運用し、現場執行力の強化を図る必要がある。

2 高い規律と士気を有する職場環境の確立

(1) 推進状況

ア 使命感と誇りを育む職務倫理教養の推進

全職員が「職務倫理の基本」を自らの行動原理として実践できるよう、教養資料「初心不可忘」を活用した教養や原点回帰教養を実施し、高い倫理観の醸成を図った。

イ 力強い警察を実現するための術科^(注)の裾野拡大

気力・体力・胆力を兼ね備えた精強な警察官を育成するため、年間訓練目標回数や昇段目標を設定するなど、術科訓練を組織的・計画的に推進し、術科の裾野拡大に向けた取組を推進した。

(注) 術科とは、点検、礼式、教練、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、体育及び救急法をいう。

ウ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

日夜地域に密着して活動する警察官の姿や、幅広い分野の最前線で活躍している女性警察職員にスポットを当てた広報素材を提供するなど、各種警察活動に対する県民の理解と協力が得られるよう積極的な広報を推進した。

エ 心の健康づくりを始めとする組織的な健康管理対策の推進

全職員を対象にしたストレスチェックを実施するとともに、大規模災害警備や事件捜査等に従事する職員が受ける惨事ストレスの防止・軽減等のための研修会の開催、「心の健康相談室」の運用、メンタルヘルス研修会の開催、長期療養者に対する職場復帰支援等、心の健康管理対策を推進した。

このほか、生活習慣病対策として、健康パトロール及び生活習慣改善セミナーを実施するとともに、過重労働による健康障害防止対策として、きめ細かな面接指導

及び保健指導を実施するなど組織的な健康対策を推進した。

(2) 今後の課題

- ア 警察職員の使命感と誇りを育むため、職員の心に響く工夫を凝らした職務倫理教養を推進する必要がある。
- イ 組織的・計画的に術科訓練を推進し、術科の裾野拡大を図るとともに、訓練においては、礼節を尊び、人格を磨き、県民に信頼される警察官を育成する必要がある。
- ウ 関係各課と連携し、県民に安心を与えるための的確な情報発信と積極的な広報を推進するとともに、県警ウェブサイトの更なる充実を図る必要がある。
- エ 士気の高い力強い警察組織を構築するため、職員個々の実態に応じた、きめ細かな健康管理対策を実施し、快適な職場づくりを推進する必要がある。

3 県民の立場に立った警察活動の推進

(1) 推進状況

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談等の推進

(ア) 県民から寄せられる相談に対する適切な対応

平成28年中の警察安全相談受理件数は28,754件で、前年に比べ524件（1.9%）増加した。

また、警察本部と警察署の警察安全相談担当職員を対象とした研修会や県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催したほか、警察署に対して警察安全相談に関する巡回指導を実施した。

(イ) 情報公開の推進と情報公開制度の適正な運用

警察の施策を示す訓令、通達等411件を県警ウェブサイトに公表した。

また、平成28年は、情報公開請求を31件（前年度比+5件、+19.2%）受理し、情報公開制度の適正な運用に努めた。

【警察安全相談等受理件数の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
警察安全相談件数	16,081	17,140	16,612	17,231	17,677	18,615	21,375	25,569	28,230	28,754	+524	+1.9

【情報公開件数の推移】

区分	年度別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
情報公開件数	54	32(1)	24	56(1)	16	16	8	33(6)	26(5)	31(1)	+5	+19.2

注：（ ）は公安委員会宛の件数で内数を示す。

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

平成28年中の苦情の受理件数は38件で、前年に比べ4件（11.7%）増加した。

受理した苦情については、厳正かつ客観的な調査を迅速に実施し、その結果を速やかに申出者に通知するなど、適切な苦情処理に努めた。

また、処理した苦情の原因や問題点等については、組織運営に反映させ、苦情を活用した組織的な業務改善や非違事案の防止を図った。

【苦情取扱い状況の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)
苦情件数	24(6)	13(1)	26(5)	25(9)	20(4)	60(13)	74(8)	29(5)	34(8)	38(7)	+4	+11.7

注：（ ）は公安委員会宛での件数で内数を示す。

ウ より地域の実情に即した警察署協議会の開催

地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会委員から寄せられた意見・要望等に対して関係機関等と連携しながら真摯に対応を検討し、改善に向けた取組を推進した。

また、警察署の活動に理解と協力が得られるよう、管内の治安情勢説明のほか、訓練等の視察や装備資機材等の紹介を行うなど、創意工夫を凝らした警察署協議会を開催した。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

平成28年中の被害者支援実施件数は274件で、前年に比べ14件（5.4%）増加した。

関係機関との連携を図るため、「石川被害者等支援連絡協議会」を開催したほか、命の大切さを学ぶ教室の開催等、犯罪被害者等早期援助団体「石川被害者サポートセンター」と連携した広報啓発活動を実施した。

【被害者支援状況の推移】

区分	年別											増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件数	率(%)	
被害者支援件数	209	168	218	325	249	249	298	287	260	274	+14	+5.4	

注：件数は、被害者支援を実施した事件・事故の件数

オ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効ある被疑者取調べ状況の確認と職員に対する効果的な指導教養を推進し、不適正な取調べの未然防止を図った。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

年2回の業務監察を通じて、職員への応問により業務の問題点等を把握して、監察の理念に即した総合監察を実施したほか、失敗を非違事案にしないためのリカバリー対応巡回教養を実施した。

また、懲戒処分及び監督上の措置の発生に際して、監察課、当該所属及び業務主管課による検討会（非違事案対策の高度化に向けた検討会）を開催し、非違事案の原因・背景を分析して再発防止対策を検討するとともに、業務改善の必要性が認められるものについては、業務主管課と連携して業務の仕組みを改善するよう努めた。

(2) 今後の課題

ア 複雑多岐にわたる警察安全相談において、特に人身安全関連事案の見極めを迅速に行い、的確な組織的対応を図る必要がある。

イ 警察署の担当者を対象とした研修会を開催し、適切な苦情処理要領等の教養を推進する必要がある。

ウ 地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会委員から積極的に意見・要望等が提言され、活発な議論が行われるよう、引き続き効果的な運営に配慮する必要がある。

エ 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな被害者支援活動が行われるよう、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関等との連携・協力を一層推進する必要がある。

オ 不適正な被疑者取調べの未然防止を図るため、重点を指向した効果的・効率的な被疑者取調べ監督を推進するとともに、引き続き職員に対する指導教養を徹底する必要がある。

カ 監察の理念に即した監察や非違事案の調査を通じて、非違事案につながりやすい業務の仕組みを改善し、職員が働きやすい職場環境を構築する必要がある。